

Translation and Annotation : H. Vollrath, Legal document in the oral Law-culture in the early Medieval Europe

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森, 義信 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6661

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



翻訳と注解 ハンナ・フォルラート「西欧中世の口承の法文化における法律文書」

森 義信*

要 約

西洋中世史の研究分野では、近年、リテラシーとオラーリティ＝文字使用と口頭伝承に関する多くの論文が発表されてきた。ローマ帝国における文字文化とは対照的に、民族移動後のゲルマン系部族国家においては、俗人の識字率はきわめて低く、情報の伝達や記憶の伝承は、専ら口頭で行われていた。他方で、キリスト教聖職者やローマ系旧貴族層によるラテン文字文化が、部族国家内にも持ち込まれた。

中世前期には、オーラルコミュニケーションが主流であったゲルマン系の国家に、ラテン語・ラテン文字が徐々に浸透していく。かくして、口承文化と文字文化との競合関係がみられるようになるとともに、双方の文化は、並存しつつ相互に補完しあう関係ともなった。

中世前期から盛期中世までの西欧世界では、法律文書も多数発給されているが、そうした文書が社会生活において果たした役割や機能は二義的であった。発給された権利証書の多くは、きわめて限定的な機能しか果たしていなかったのである。

文書はむしろ法廷でくりひろげられる口頭方式の手続きに劣っており、文書証拠が生き証人の証言に敗れ去るなどの裁判事例がみられた。そこでは、集団的な記憶、口頭で伝えられてきた法知識が重視されており、それゆえにこれを口承中心の法世界と呼ぶのである。このことは、ラテン語の書字文化が、ゲルマンの口頭伝承文化との競合に、なおも勝利していなかったことを物語っている。

1. はじめに

「東西統一後のドイツ中世史研究」[についての論議]は、統一前の状況を振り出しに始められねばならない。ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国とがテーマを共有し、広範に[双方を]拘束する学術上の了解点に達していたという異論の余地のない事実は、両国が相互に研究成果を受け容れ

ることを当然のこととしてきた結果、もたらされたものであった。これに加えて、両者は今日にいたるまで、史料に対する独特な理解をともなう、ドイツの歴史学研究に顕著な文献学的＝批判的方法という伝統をも共有している。

ところで、過去に関わる研究はどれでも、あらゆる個別の問題の次元を越えて、説明モデルと解釈パターンとを使って作業をしており、この作業

*大妻女子大学名誉教授

方法は、個別の問題を意味の上で^{コンテキスト}連関するものや解釈の上で^{コンテキスト}連関するものへと整理するだけでなく、過ぎ去った膨大な過去の中から、知るに値し叙述するに値すると思われる事柄を選択するにあたって、研究者の関心を誘導し^{コンテキスト}もする。連関を作り出すこうした説明モデルに関して言えば、第二次世界大戦後の東西ドイツには根本的な相違があった。西ドイツにおける研究が、国家的な解釈基準からは自由に組織されえたのに反して、東ドイツの研究については、そうした国家的な基準が、唯物史観とその拘束力をもったマルクス・レーニン主義的解釈の形で存在したのである。またその東ドイツでは、西側から入ってくる観方がドイツ社会主義統一党の検閲をパスしたものに制限されたのは、多かれ少なかれ避けがたいことであった。もちろん、西側でも、国家権力がなんらの基準も作らなかったからといって、個々の研究者の誰もがまったく何物にもとらわれずに行動できたというわけではない。けだし歴史家とその著作物^{ソフト}は——おそらくは他のどんな科学者よりも深く——社会全体の知的・政治的雰囲気^{ソフト}のなかに身をおいているからである。歴史家集団も社会の一員として、学問上の後継者をリクルートすることをとおして不可避的に、学問上の萌芽を阻害することもあるし促進することもある。というのも、このリクルートは、世間周知のように、とくに地位が安定した学者による新会員の推薦という形で行われているからである。知的な雰囲気が小心翼翼としていて画一的であればあるほど、学術的な論議が画一的になる危険性はいっそう大きなものとなる。知的にはあまりリスクを好むほうではなかった戦後の西ドイツ社会は、冷戦の局面であらゆる「左翼的なもの」に対する防御姿勢をはっきりと打ち出していたが、[そうした社会のあり方が] 既成の歴史学にも影響を与えていたし、また、自己抑制によって、オーソドックスでない研究上のアプローチの受容を当初は妨げていたといえよう。我々が出発できるのは、こうした状況[認識]からである。西ドイツの研究が西側民主主義の学問世界に次第に組み込まれていくにしたがって、[自分たちと] 違った歴史理解に対して開かれた姿勢をとるよう

に促されたことは疑いをいれない。同様に、個々の大学の広範な自治や幅広く多分野にわたる財団組織、さらにおそらくは各州のもつ自主的な文教行政もが、研究上のアプローチや研究方法の多様化を促してきたとして良からう。

東ドイツの状況はまったく異なっていた。ここでは、マルクス・レーニン主義的解釈による唯物史観という、国家が指令する説明モデルがあり、それがまた拘束力をもった教科書的な言い回しにおいて、あらゆる学術研究や教育の基礎であらねばならなかった。こうした基準を満たすことが国家的な制裁によって強制されていたとはいえ、こうした確認だけで東ドイツの研究風土といったものが十分に叙述されたと思込むのは、私の判断では短絡的であると言わざるをえない。なんといっても、理論上の種々の議論は一貫して行われていたのであり、国家が定めた学説が機械論的不毛性にますます凝り固まっていく状況下で [おこなわれた]、そうした議論とそのなかでの概念の明確化や議論の差異化・繊細化の試みは、知的な自由領域というものを主張しようとする努力を証言しているように思われるからである。もっとも、こうした議論は、かの命じられた定理を基本的に肯定するか、あるいはそれに条件付きで賛成するかという形で、常に定理と関わりをもち続けていたのであり、またおそらくは関わらざるをえなかったのであろう。その間にみられた学術上の「雪解け」は、ことによると、この定理を徹底的に使いこむ自由をもたらしたかもしれないが、理論上の実験の自由をもたらしはしなかったし、また、唯物史観を別の学問上のアプローチと対峙させることによって、唯物史観が知的競争力をもつことを検証してみることまでは許さなかった。

1-1. 問題の所在—口承世界の文書の機能

コミュニケーションの媒体が社会の基本的性格を特色づけるとする、作業仮説として定式化できる考え方は、そうした学問上のアプローチの一つである。中世に関して言えば、それは文字という媒体の普及であり、それまでは全く口承^{オラール}中心であった日々の生活習慣の中に文字が浸透していく

ことである。中世前期は基本的に口承文化の段階にあったとする仮説がある。キリスト教化によって、確かに、超自然的な彼岸の世界へ身を捧げるべく、聖書へと向かわせる固有の方向づけがもたらされ、これによって早くもローマ帝国において、新しい形態の文字文化が基礎づけられたのである¹⁾。

実務的な文書は、しかし、この中世前期の社会にとっては過ぎ去りし古代世界の破片であって、そぐわない物であり、そうした文書の社会生活において果たした役割や機能は、なお数世紀間にわたり不分明でありつづけた。それゆえ、そのような文書に、際だった「実用的な文書方式」²⁾が存在した文字文化段階の社会におけると同様の機能を、問わずして自明なこととして想定するのではなく、それら文書の果たした機能や実生活における位置づけについて問うこと、すなわち文書が口頭コミュニケーションのなかにいかに組み込まれていたかを問うことが、基本的には、いかなる個別の文書を解釈する場合でも「まずもって」必要なのである。

中世前期の社会が口頭伝承の世界であったとする考えは、そうしてみると二重の観点を有していることになる。ひとつは史料批判的の観点であり、文書史料の価値評価にあたってはその都度、その文書が社会生活上いかなる機能を有していたのか、またその文書が「中世前期の」社会生活に関する我々の知見にとっていかなる証言力を有しているのか、という問いが提起されねばならないということ。いま一つは社会類型的の観点であり、社会のさまざまな領域について、口頭コミュニケーションが担う機能上のメカニズムが、個別の事例を理解するための説明モデルとして構築されねばならず、そのような説明モデルを有効に活用することに、当該社会構造に関する我々の知見は依拠しているということ。以上二つのことは、個々の社会領域について個別に考察されねばならないことである³⁾。本稿では、その中から法の領域について問題とする。

我々が口承中心の法世界について語るようになるのは、疑わしい場合や訴訟になった場合に参照すべき規範が法的文書ではなく、集団的な記憶か

ら呼び戻された、口頭で伝えられてきた法知識⁴⁾であった場合である。中世前期にはひじょうに多くの法的文書が存在したという事実にも拘わらず、「中世前期が」全体としては口承中心の法世界であったということが、まずもって示されるべきである。このことは二重の観点からなされるべきである。まず第一に、法的文書が紛争解決のために有用であったかどうかは問われてしかるべきである。その場合、基本となるのは、成文法は、その名に相応しく、訴訟時には訴訟当事者双方の上に等しく立つ、社会的に承認済みの自立的な権威として、紛争の平和的解決を可能にするものだとの考え方である。未解決の訴訟のケースでは、何が法に適っていて、何が不法かが、法的文書に即して、あるいはそれを参照しつつ決せられるべきものとされる⁵⁾。この面からして問われるべきは、部族法典・勅令・国王証書という中世前期における最も重要な三つの規範的なテキスト類型が、法技術の観点からみて、訴訟の場合に参照されるべき規範として、また暴力を伴わない紛争解決の手段として、そもそも役に立っていたか否か、さらに「第二に」それら三種のテキストが同時代の人々によって、適用可能な規範にして、不遵守の際には処罰を加えうる規範として、理解されていたかということである。

2. 口承中心の法世界におけるウアクンデ

中世前期の部族法典⁶⁾と勅令⁷⁾については、すでに口頭方式か文書方式かをめぐる長い議論の歴史がある。これらの論争は本稿とは若干異なった問題提起のもとで展開されてきたが、本稿ではかかる論争の現況についての参照を指示するとどめ、とりわけカロリング期以降の中世前期におけるウアクンデ⁸⁾に取り組むことにしたい。

証書に関して言えば、一般に、法的文書「[の記載内容]が法的現実[社会で現実に通じている法・規範の実相]に合致しているか否かについて、部族法典や勅令の場合ほど懐疑的に見られることはない。すなわち、ウアクンデについては、19世紀に定式化された「国王ウアクンデの不可争性

Unscheltbarkeit」⁹⁾に関する学説、およびこれに対応して、国王ウアクンデの中に明記されている事柄は法的現実でもあった¹⁰⁾とする考え方、にならった解釈がいまだになされている。私はまずこの章で、関連する個々の事例を解釈することを通して、ウアクンデに明記されている事柄と法的現実とを当然のように等置することの許されざることを、示したい。けだし、文書としてのウアクンデは、中世前期の口承中心の法世界に必ずしも上手く組み込まれていたとは限らず、[中世前期の社会に]そぐわない物であったからである。個々の[事例]解釈からの結論として、第3章では口頭の法世界におけるウアクンデの機能、およびウアクンデの史料としての証言力が測定される。ついで第4章において、口頭伝承中心の法世界というものの機能メカニズムを論じ、その適用可能性を若干の裁判事例を題材として検証したい。

2-1. 祭服とサンダルの着用をめぐる争論

最初のケースとして、いまはもう共に失われてしまっている二通の教皇ウアクンデを扱う。ライヘナウのヘルマン・デア・ラーメは、その喪失[の顛末]を1032年の項に以下のように叙述している。「ライヘナウの修道院長ベルンは、同修道院の[複数の]特権状をローマに送り、司教の祭服を着用してミサをあげる特権状をサンダルと一緒に、教皇ヨハネスから[あらためて]受け取った。これに憤激したコンスタンツの司教ヴァルマンヌスは、[ベルンの]職務と名誉とに関する不法な思いあがりについて、皇帝に苦情を持ち込んだ。ライヘナウの修道院長は、[皇帝とコンスタンツ司教]双方から責められて、次の年の洗足木曜日に[開催された]公会議の場で、参会者の目の前で燃やすべく、特権状をサンダルとともに司教に手渡さざるをえなかった」¹¹⁾

教皇ヨハネス19世によって発給されたウアクンデが今日すでに存在しないことは、ヘルマン・デア・ラーメの報告によっても直接跡づけることができる¹²⁾。一方、おそらくは998年、ライヘナウ修道院のために教皇グレゴリウス5世(996-999年)が発給した方のウアクンデは、オットー3世

[980-1002年；ドイツ王983-1002年；神聖ローマ皇帝996-1002年]のウアクンデに言及があることでその存在が知られている。[すなわちそこには]ライヘナウの修道院長にダルマティカ祭服とサンダルとを着用してミサをあげる権利が教皇によって文書で確認された[とある]¹³⁾。ヘルマンの叙述からすると、この教皇ウアクンデは、ベルン修道院長が確認のためにローマに送り、即刻再確認された特権状の一つだと考えることができる。修道院の権^{レヒツティマテール}原については、その真正性について疑う余地のない、新旧の文書化された権原があるにもかかわらず、修道院長は己れの権利を貫徹できなかったのである。コンスタンツ司教は、司教管内の修道院長が司教の荣誉章を着用する権限ありとされることによって、司教の荣誉と位階を損われたとみなしたのであり、司教こそは、文書によって確認された権利の実施に抵抗した人物にはかならない。司教ばかりか(偶然にも?)居合わせた皇帝コンラート2世[990-1039年；ドイツ王1024-1039年；神聖ローマ皇帝1027-1039年]までもが、目の前に置かれたウアクンデが規範として現実に妥当することを認めようとはせず、むしろウアクンデそのものの物理的廃棄を求めたのであった。

紛争の背景は、おおよそ次のようであったと推測できる。すなわち998年、当時ライヘナウの修道院長であったアラヴィヒは、ミサ挙行の際に特別な荣誉章を着用する権利を、教皇から書面によって確認された特権状を与えられた。この権利は、今日ではもう知り得ない理由によって、法的現実とはならなかったようである。コンスタンツ司教が[998年]当時既に異議を申し立てていたか否かは、我々の知るところではない¹⁴⁾。このウアクンデは、初期中世においてウアクンデがしばしば行き着くようなところ——つまり、他の書きつけと一緒に登録も整理もされないまま、ある修道院の長持ちの中——に行き着いたらしい。文書保管と登録が行われていなかったため、文書の存在についての情報が後世に伝わるか否かは、偶然に左右されざるをえなかった¹⁵⁾。ライヘナウの修道院長に教皇が書面で確認した荣誉権のケース

は、並外れて学識にすぐれ、ウアクンデに大きな関心を抱き、それゆえに修道院が有する文書財を増やしたいという希望をもったかもしれないベルンなる人物が、ライヘナウの修道院長となったという偶然的な賜物かもしれない。もちろん推測の域をでないのだが、一世代以上前に発給された古いウアクンデが発見されるという状況を、我々は想像しなければならない。しかし、[思いがけない]文書の(再)出現の結果、司教の栄誉章を管区内でただ一人所有するという、コンスタンツ司教が法慣習として守ってきた権利が、書面によって確認された競合する特権によって制約される事態となった。法慣習と法的文書との競合状態の中で、法慣習が勝利を収め、法的文書は敗れた。コンスタンツ司教の要求は、つまるところ、成文化された教会法の条文に基づいているのであるから、この場面で法慣習という言い方をするのは、問題がないわけではない。しかし、ヘルマン・デア・ラーメの表現には、司教が個別の特権状に対抗して一般的な法規則の優越的な有効性を楯に取ることもできたはずとの示唆はふくまれていない。ヘルマンの議論は、それまで異論も無く通用していたコンスタンツの権利が[ライヘナウ宛の]特権状によって制限されるにいたったことを指摘しているのである。

2-2. 下賜所領の再取得をめぐる訴え

紛争に当たってウアクンデが敗れ去ることはよくあることだが、必ずしも常にそうなったというわけではなく、法的文書の有効性が最終的に承認されたケースもある。966年1月7日づけの聖マキシミン修道院(在トリアー)宛てのオットー1世[916-973年；ドイツ王936-973年；神聖ローマ皇帝962-973年]の文書は、そうした事例を記録している¹⁶⁾。このウアクンデはフェルという土地を当該修道院に返還することを文書で確認している。メロヴィング朝のフランク王ダゴベルトがかつてその土地をマキシミン修道院に下賜したが、王の後継者がこの下賜にもかかわらず、この土地をレーンとして[第三者に]授けてしまった。オットー1世は古い下賜をもう一度繰り返すことに

よって、ほとんど300年も前の古い国王ウアクンデの法的拘束力を、その間に有効性を勝ち得ていた法慣習を無視して、承認した。このケースでも、事件史的な背景がある程度は推測できる。すなわち、聖マキシミンの修道院長が、今日でもなお残存しているメロヴィング期の国王ウアクンデ¹⁷⁾を国王[オットー1世]に差し出し、これを指し示しながら、この文書で確認されている所有権[の返還]を請求したようにみえる。上述のレーン関係の枠内における用益権という、慣習法上の権利[と]の調整に関しては、オットー1世のウアクンデはなんの情報も与えてくれない。種々の可能性が考えられる。たとえば一つは、レーン保有者が直系の嫡男を遺さずに死んだ時に、院長がこれを、長い間主張してきた要求を実現する好機とみて利用したのかもしれない。いま一つは、院長がフェルの土地の所有を、レーン法に基づいて主張されてきた用益権の保持を認めつつ、書き換えたのかもしれない。そうであればレーン保有者は、これによって、フェルの土地に関しては修道院の封臣となったはずである。修道院の長持ちの中で思いもかけない文書が発見されたことが、またしても背景にあったのかもしれない。このケースであれ、ライヘナウの修道院長が司教の栄誉章を着用する権限をめぐる紛争のケースであれ、詳細な背景事情はもはや再構成できないけれども、次のことは確認できよう。つまり文書化された権原が存在するにもかかわらず、[その後の]王たちは——意識的か無意識的かはわからないが——この権原の意図や字句内容に反してフェルの土地を処分したのであり、かくして法的文書と法的現実とは引き裂かれたのである。ハインリヒ3世[1017-1056年；ドイツ王1026-1056年；神聖皇帝1039-1056年]は、ライヘナウの紛争に際しては、教皇のウアクンデよりコンスタンツ司教の慣習となっていた権利により強い拘束力を認める立場をとっているが、これとは異なってオットー1世は聖マキシミンのケース[原文ではブリュムの場合となっているが訳者の判断で訂正した]で、法慣習よりウアクンデを優先的に扱っている。もっとも後者はライヘナウのケースよりずっと単純であ

り、オットー1世が修道院のためにフェルに対するレーン支配をどんな形であれ放棄したにせよ、王が修道院に下賜したのは、いずれにせよ、国王の権利、つまりは国王のレーン高権であったからである。修道院や教会に対するこの寛大さは、周知のように国王の義務でさえあった。それゆえに、聖マキシミンのケース〔同上〕と良く似た経過——古い文書権原を提示して、そこに記述されている下賜の更新に至る——を辿るような多くの事例が存在する。〔古文書の発給からそれが再発見されて更新されるまでの〕間に横たわる時代に、別の内容の処分によって効力を生じた慣習法的な状況は、国王に負担を強いる形で変更されたのである。

二つの個別事例の分析から明らかになる結果に加えて、ライヘナウ-コンスタンツ紛争と聖マキシミンのケース双方を比較すると、特権状の中に「権利に関する自由裁量の可能性」¹⁸⁾が見て取れるかどうか、また見て取れるならばそれはどの程度のものなのか、という問題についての説明が得られるかもしれない。最初の事例で問題とされているのは、異なった法源^{レヒツクヴェレ}から生じた競合する第三者〔ここではライヘナウとコンスタンツ〕の権利である。国王は、法習慣の拘束性を一方的に擁護することで、正統性が争われている場面において、当事者双方の上位に置かれた権威として国王の法命令を発する可能性を放棄しているのである。第二の事例では事情が異なる。〔ここでの〕国王による特権状の確認は、コンスタンツ-ライヘナウの事例において教皇特権状への配慮がどのようなものであったにせよ、第三者〔ここでは封臣〕の権利を減少させるものではなく、国王の権利の減少だけを意味した。ここから推測できることは、特権状によって権利を自由に授与・剥奪できるという国王の権限が、ごく一般的に言えば、第三者〔封臣〕の慣習となっていた権利によって制約を受けたということである。この制約が克服されえたのは、せいぜい、訴訟当事者の一方が、文書化された特権状が顧慮されることによって、口頭で伝えられてきた己れの権利を減じられると

いう経験を持ったがゆえに、折衝¹⁹⁾を通じて調停を受け容れるように促されたという場合であって、その際この者は、おそらく通常は、国王の財宝のなかから物質的〔所領〕あるいは精神的な財〔地位や権利〕を再び手にいれたにちがいがなかった。こうして国王は、第三者間の争いの中で、自らの法を設ける権限を〔自らの財で〕代価を払いながら獲得したのである。

2-3. 古い下賜証書の再確認と更新手続き

クール司教ハルトベルトが952年ないし953年に教会の所領を奪回しようとして払った努力は、法的文書としてのウアクンデが中世前期の口承中心の法世界にどのように組み込まれていたかという問題にとって、先の例と若干事情は異なるが、それらに劣らず有益である。史料はオットー1世が発給した二葉のウアクンデのナラチオ〔の部分〕である²⁰⁾。一枚目のウアクンデでオットー1世は、クールの司教が、クール教会から不法に奪われたエルザス所在の幾つかの所領について所有権を証明するために、彼（つまりオットー）の前任者が発給したウアクンデ（precepta）をオットー1世のもとに持ってきた、という経緯を伝えている。先王によって行われた下賜の確認を含むディスボジチオにおいて、争われている所領の所在地が数え上げられている。「我々の先祖の代から伝えられた土地、すなわちシュレットシュタット、ヴィンツィンハイム、クニングスハイム、ブライティンハイムおよびその他の地点における礼拝堂^{カベツラ}」。この列挙に続いて、型にはまった付属物件書式が見られる。こうした形式や書式の下賜状あるいは下賜の確認状は、周知のように国王ウアクンデのなかに何千となく現われる。下賜された物件の記載様式から明らかになることは、ウアクンデがたとえ権原として承認されている場合でも、それは現地における地誌的な知見によって補完されなければならなかったので、ウアクンデは紛争の際に参照すべき規範という機能をきわめて限定的にししか果たし得なかったということである。つまり、たとえ我々が10世紀の中頃にシュレットシュタットには礼拝堂が一つしかなく、そのためウアクン

デに挙げられていた「カペツラ」は疑問の余地無く同定できるというケース——どうみてもありえないことだと思われるが——を想定したとしても、我々は、礼拝堂と一緒に下賜された屋敷地・建造物・マンキピア（隷農）などの付属物件の同定については、いずれにせよ、礼拝堂とその設備を見たり聞いたりして知っている人々の知見に頼らざるをえなかったはずである。それでは、「その他の地点 in aliis locis」とだけ表記されている地域における所領の確認は、法的文書を引き合いに出すことだけで、どのようになされたというのであろうか。紛争のケースでは、そうしたテキストは訴訟に耐えうるものであったのであろうか²¹⁾。オットー1世は、ここでは中世前期における王一般を代表していると考えてよいが、法的文書の証言力が限定的であり、口頭で伝えられてきた法知識によって補完されることが根本的に必要であるということ、自覚していたようである。さればこそ、争われている所領がクール司教に帰属すべきことを改めて確認している第二の国王ウアクンデが、係争対象の地所について、現代の読者が「果たして同じ物件が問題になっているのかどうか」つい疑問に思ってしまうほどに、第一の国王ウアクンデとは違ったかたちで挙げていることの説明がつくのである。「…シュレットシュタット村にある教会 *aeclesia* とこれに法定上付属するすべての物件、十分の一税・農場・マンキピアと共に、さらに同じ管区内のほかの場所、クニンゲスハイムでは独立建造物付きの教会、オドルテスハイム・ブライテンハイム・ズアーベスハイム・ゲルマーレ・ヴィンツェンハイムではクルティスと教会、モウヒェンハイムでは名を挙げるのできるすべての隣接物件、農地・草地……」我々は、第二のウアクンデのナラチオを解釈のために引き合いに出してみれば、十分な理由をもって、それが同じ物件であることを推定できる。そこには、エルザスにおける所領がクール教会のものである旨を文書で確認している先王の発給したウアクンデを、司教ハルトベルトがオットー1世に提示したと記述されている。それとともに、オットー1世による所領の更新確認の理由が、4ヶ月前に発給

された証書におけると殆ど同じ文言で、書き記されている。そこには次のように述べられている。「朕は同じ管区内で開かれた集会の場で、この下賜が真実なることを、朕の封臣による証言と適格なる証人による証明とによって、すべての参会者の面前にて検証した。（*Nos vero in ipsa provincia habito colloquio veritatem eiu stem donationis fidelium nostrorum relatione testiumque idoneorum approbatione coram omnibus investigantes……*）」

第一の確認ウアクンデ発給の場合とは異なっていて、オットー1世は、確認するだけで足りたはずの古い国王ウアクンデの法的有効性を、出発点とはしなかった。むしろオットー1世は、王自身が第二のウアクンデを発給した理由を、ある「定期裁判集会 *Ortstermin*」の結果に結びつけた。この法廷では所有関係に関する真実が、[出廷を]認められた証人²²⁾による証言に基づいて確定されたのであり、なかんずく、それは、その土地における所有権や用益権がどのようになっているかを、その土地に住む者としての識見・経験・集団的記憶を通して、熟知している者たちの陪席のもとで、確定されたのである。

証人の証言のみならず、——司教にとって問題が生じた場合には貴重となる——第二の国王ウアクンデの発給をも必要とした、この争いの背景は、またしても、ある程度の信憑性をもって明かにされうる。[ウアクンデは] ことさら名前を挙げ連ねていないが、ある人々がクールの教会から土地を奪い取ったのだ。この所領横奪の説明を事件経過の中を探ることは、理にかなっている。事件の経過は、912年発給のコンラート1世のウアクンデに指摘されており、後世のためにしかと書き留められている²³⁾が、そこではクール教会の所有物をめぐる暴力行為や論争点が話題になっているのみならず、クールの領民が30年の時効期間を楯にとって自分たちの隷属性を終了したものと宣言したという悪しき慣習 *mala consuetudo* についても話題とされている。証書の書式にまで受け容れられているこの慣習は、クール司教の目から見れば「悪しき慣習」であつたけれども、だからといってこの事実は、当該領民がそれを慣習として、

またそれ故に権利として要求していたこと²⁴⁾を見誤らせるものではなかった。時効が話題となっているのであるから、司教は領主としての権利を継続的に行使していたわけではなさそうだ。[悪しき慣習の]除去のために「他の司教の習慣に倣って *secundum morem ceterorum praesulum*」クルールの司教に職権訊問手続きが認められたことは、広範な[社会]現象が問題であったことを認識させてくれる。オラールな法世界における権利の保障は、継続的に行使される法慣行²⁵⁾に基づいていたのであるから、不思議なことではない。クルールについて言えば、たとえば民衆の面前で行われる儀礼を通して[民衆が主人の権威を]ありありと思い浮かべるなど、司教であり土地領主でもあるという主人の地位が定期的に顕示されることに[権利の保障は]基づいていたのである。それ[継続的な法慣行]は、実行にあたっての計画と規律を必要としていたので、散在所領では難しかった。従属民が領主館に空間的に近い地域に住んでいた場合、おそらくは継続性がもっとも保たれやすかった。なぜなら、そうした地域の義務負担者は、貢租を決められた期日に納付する際に自ら立ち現われることを義務づけられ、また比較的問題なく強制されたからである。クルール教会のエルザスにおける所領と[所属]教会のような遠隔地所領については、事情は異なっていた。司教がエルザスで所有権を護りたいのであれば、彼自身か彼の代理人が定期的に出向いて、実質的ないしは象徴的な賃租に結びつけられた従属のしるしを受け取らねばならなかった。エルザスにクルールの莊園^{グイリカテオン}があったと想定したとしても、問題は解消することにはならず、問題の所在が変わるにすぎないのである。つまり、おそらく司教のミニステリアーレ^{グイリカテオン}であった莊司も、30年以上にわたって隷属性を要求されなかった場合には、時効権を主張できた。それどころか我々は、隷属性を脱しようと努めたのがまずもってこうした人々であったとさえ考えたい。土地所有者が、クルール司教区同様、遠隔地所領を保持しようとするれば、己れの高権の表象として、中央から継続的に、目に見えるような行為を通して、彼の従属民の隷属性を立証しなければ

ならなかった。そのためには、ごく初歩的な管理行政を行える機構を必要としていたが、かかる機構は9、10世紀にはどうみても殆ど存在していなかったようだ。30年という時効期間は、過去の事柄が不鮮明にしか想起されないものだという経験から始まり、この経験を慣習的な法規へと鑄直したものである。また、30年の時効は、ローマ人のもとではすでに有効であったが、だからと言って堅苦しく[ローマ法の]継受などというものを想定する必要はない。一般に30年という期間は、一世代の記憶を象徴する期間だからである。文字で書かれた権原たるウアクンデがなぜ中世のオラールな法世界にあってそぐわない物たらざるをえなかったかが、ここに初めて明らかとなる。すなわち、文書というものは記憶と忘却という時間的律動を免れている。文書は時間的な隔たりを越えて、忘却という局面の後に、再び明るみに引き出され提示されうるものである。文書は忘却によって失われるものであるが、単なる忘却とは異なり、再発見されるものでもある。

2-4. 領民に課せられた負担をめぐる争論

ブリュムのフォークトであるベルトルト・フォン・ハムとその息子たちが、修道院長およびその修道士会と対立した事例は、これもまた異なった形ではあれ、訴訟にあたって国王ウアクンデを参照すべき規範として認知することが、どのようにして拒まれたか、を示している。この争いについての史料は、ハインリヒ4世のウアクンデであるが、不備があるために、ことによると形式的な意味において「有効性に疑いがある」。しかしそれにもかかわらず、この文書の詳細なナラチオは疑う余地なく同時代のものであるので、このウアクンデは有益な叙述史料として信用することができる²⁶⁾。このナラチオによれば、ブリュムの修道院長ヴォルフラムとその修道士会は再三再四、何度もハインリヒ4世のもとに修道院フォークトのベルトルト・フォン・ハムとその息子たちの不法な振る舞いに関して苦情を申し立てたので、とうとう王は王太子ハインリヒと聖俗の有力者たちに、法的状況を確認するために、定期裁判集会の

日に〔合わせて〕プリュムに向かうよう命じた。修道院長と修道士会による法形式上の訴え *proclamatio* が、そこで陳述された言葉を引用する形で再現されているのがわかる。そこでは、フォークトとその代理人が修道院の領民と彼らの所有地に課した過重な負担、つまり賦役奉仕・貢租・宿泊接待義務や許されざる〔過度の〕裁判廷〔出席強制〕が問題とされている。修道院長は、これらの要求のすべてが不法であるということを、定期裁判集会で、修道院の建立者たるピピン王のウアクンデによって証明しようとした。「ウアクンデはすべての参会者に読んで聞かされ解説された」。フォークトはしかし、あざ笑って「誰かある人のペンは書きたいことのすべてを書きとめることができるものだ ……*dicens penna cuiuslibet quolibet notare posset*」という発言でもってウアクンデを退けた、とある。また彼は、教会の奴僕たち、つまり議論的になっているフォークトの行為に関わりをもつ人々が、法について証言し (*ius dicerent*)、この証言を宣誓により保証すれば (*et sacramento firmarent*)、そのような法証言を拘束力あるものとして承認するであろう (*illud ipse probaret et sequeretur*)、と主張したのである。フォークトによって提案されたこの手続きは、裁判集会を司宰していた王太子および彼に随伴した諸侯たちだけでなく、プリュムの修道院長と修道士会によっても同意された。

エルザスにおけるクルルの所領をめぐる訴訟と極似して、〔プリュムのケースでも〕問題は権利の確定であったが、ただ、そこで問題となっていたのは、二つの法源——時間^{レヒツクヴェレ}に左右されないウアクンデに書き記された「永遠の」権利と、「不行使」による時効という慣習法的な原理と——の競合に関してではなく、権利の証明方法の競合に関してであった。あるウアクンデの朗読と解説を通してその権利を証明できるとすべきか、あるいは関係者の判告^{ヴァイスチューム}という口頭手続きを通してできるとすべきか？ ほぼ確実に文字の知識がなかった〔と推測できる〕フォークトが証明手段としての文書を退けたのは、ほとんど注目するに値しないが、彼が修道院長・修道士会・王太子・諸

侯の面前で、それで押し通せたという事実は注目に値する。こうした事実の〔生じた〕理由や関係者による判告の実施様式については、後段で議論されるであろう²⁷⁾。むしろここで確認すべきことは、何が正当であったのかについての情報が文字で書かれた法的文書のもとではなく、口頭の判告のもとに求められたという事実なのである。

異なった性質の三つの個別事例から確認されることは、文字で書かれた法的文書と口頭の慣習法とが競合状態にあって並存しており、そのどちらか一方が参照されるべき規範として有効であったに違いない、そうした場合には、口頭で伝えられた法、ものの考え方や集団的記憶のなかに保存されていた法こそが優位を占めた、ということである。こうした個別事例を代表的なものともみなすことができるかどうかは、次の章において検討したい。

3. ウアクンデの史料としての証言能力と機能

中世という口承中心の法世界における、ウアクンデの史料としての証言能力やウアクンデの司法上の機能に関する問題は、ウアクンデが孤立した文書であるとするペーター・クラッセンによる確認から出発しなければならない。クラッセンがこの確認に辿り着いたのは、後期古代におけるローマ皇帝による下賜証書との比較によってだが、それというのも、皇帝による下賜行為にあたって〔発給される〕この種の証書は、夥しい数の文書を含む行政上の関係文書のなかでは、ほんの一部分でしかなかったのに反して、中世の国王ウアクンデは、下賜行為に随伴する唯一の文書であったからにはかならない²⁸⁾。クラッセンの確認が妥当するのは、しかし、この文字で記された恩典〔国王ウアクンデ〕が、たいていの場合、ある特定の法行為との関連で〔発給される〕唯一の文書史料であった限りにおいてである。ライヘナウ修道院のヘルマンの事例やライヘナウの特権状の事例におけるように、ある歴史記述者が許認可の更改に関

する事柄を知らせてくれるというようなことは、全体としては例外であったとして良からう。文書史料としては通例、法的文書しか、たいていの場合はウアクンデしか存在していないという事実があるからといって、文書というものを、この法的文書が作られ、これが帰属していた歴史的な文脈、同時代的で日常史的な文脈のなかに置いて見てみることをしないで、時間的にはしばしば遠く隔たって存在したこうした文書から〔のみ〕法世界というものを再構成してみようとするは許されない。このことが意味するところを、次の事例が説明してくれる。オットー1世は951年初め、フランクフルトの宮廷会議において、自由選挙権(que per se electionem habet)を有している国王修道院が他の修道院にもその他の誰にも所有物として下賜されえない、との確認を行った²⁹⁾。1065年6月29日、国王ハインリヒ4世は、共通の修道院長をいただいて結びつけられていたスタブロー＝マルメディ修道院に、修道院長自由選挙権をふくむ諸特権を承認した³⁰⁾。そのすぐ後に、ハインリヒは国王修道院マルメディをケルン大司教アンノに下賜したが、この下賜は、予期された通り、また当然の結果として、スタブロー修道院の大きな怒りを呼び起こした。この怒りは『論難書』『聖レマクルの勝利』のなかに表出されている。スタブロー修道院の著述家が、彼の修道院 [= マルメディ修道院] を見舞った、彼の見解によれば腹立たしい不法を、じつに雄弁に物語っているの、現代のある歴史研究者 [トーマス・フォークトヘル] は [不法について] 得心でき、『聖レマクルの勝利』に欠けていた法律的論拠を、[次のように] 後講釈してみせたという次第である。「法的に言えば、ハインリヒ4世のやり方は全くもって不法であったと我々は主張できる。王自身が修道院長自由選挙権を認めた帝国修道院を、王は聖界の諸侯であれ、その他の誰かにであれ移譲することによって、修道院の法的地位を低減させてはならなかった。帝国教会領に対する処分権限は、951年の帝国立法によって王から奪われたものである。もっとも、この立法の法的効力は実際には殆ど無に等しかったことが付言されてしかるべき

であろう。ウォルムス協約 [1122年] にいたる150年以上もの間、このフランクフルト宮廷会議を引き合いに出して帝国修道院の移譲を非難する事例は一件も知られていない。『聖レマクルの勝利』の著者が、「法も判決もなしに sine iure et iudice」処分した国王のことを非難している点は正しいように思われる。だが、これは政治的な説得力を持たないきわめて形式的な立場にすぎない³¹⁾。[フォークトヘルの] 方法上の観点は明白である。すなわち、彼は、時間的にみて遠く隔たって存在する [二葉の] 法的文書を、あたかも法世界というものが一つのシステムのもとにある「こうしたテキスト群から」組み立てられているかのように取り扱い、そうしたシステムのもとでは、フランクフルト宮廷会議の条文のように一般的に定式化されている条文が、帝国立法として、個々の処分についての規範³²⁾を提供していた [と考えているのである]。フォークトヘルは、徹頭徹尾現代国家風の、文書作成行為の浸透を前提とした法概念を基本に据え、しかるのちにこの見通しの立てにくい問題を、法と政治とを区別することによって解明しようとしているのである。しかるに我々が、[公文書の発給業務にまつわる] 日常の全状況を、上記テキストの解釈にもち込んでしまうと、いかなる王も『ドイツ史料集成MGH』 [に収録されている] 国王立法 constitution の巻を事前に調査しないで [一つまり歴代諸王の立法のすべてをチェックすることなしに一]、個々の処分 [の結果] をウアクンデとして発給することなどできなくなってしまう。事前チェック以外の方法では、王は「規範」なるものを知りえなかったはずだ。フランクフルト宮廷会議の条文が、当時のおこなわれていた法知識のなかに含まれていなかったことは、きわめて明瞭である。ここで説明モデルを提供しているのは、[フォークトヘルが言うような] 法と (実力の意味での) 政治の区別ではなく、規範が適用されるかわりに、[その都度] 具体的な法知識が問い質されるという、口頭の法世界の法的構造なのである。951年のフランクフルト宮廷会議の条文は、ケルン大司教アンノ宛のマルメディ修道院下賜の件とは全くと

言っただけで関係がなかった。百年以上も前の帝国立法を引き合いに出すことによって、ハインリヒ4世のやり方が批判されうるものではない。ハインリヒが「法も判決もなしに sine iure et iudice」処分したとするスタブローの著作者による非難〔の当否〕は、ひとえに、両修道院を取り巻く法環境のなかで何が正当と見なされていたのかを考えることによってのみ、検証されるべきものである。加えて、上記の著作者とは別の考え方が存在した可能性がある。それというのも、マルメディの修道士会は明らかにスタブローからの分離を望んでいたし、ケルン大司教アンノと協力して、1065年9月28日にマルメディの修道院長として、プラオヴァイラー修道院長テゲノを選んだからである³³⁾。いずれの党派も、自分たちの見解を唯一正当なものとして叙述しようとしたのである。

3-1. 証明手段としては機能しないウアクンデ

「法の権威は、文字によってか、それとも話し言葉によってか、いずれか一方のなかに存立しうる。……^{シュリフトリヒカイト}文書方式が優勢なところでは、^{ミュントリヒカイト}口頭で述べられたものも文書の意味で理解され、口頭方式が優勢なところでは、文書に書かれたことも口頭で述べられるものに準じて、考えられる」³⁴⁾。こうした特色づけは、とくに〔時間の経過を消去する〕^{フェアツァイトリッフンク}現在化という構造のなかに表れている。〔つまり〕口頭性とは現在に在ることであり、過ぎ去ったもののうち現在まで残るものとは、継続的な使用を通して今なお存在しつづけ、それゆえに一度も消え去らないできたものか、あるいは記憶のなかに思い浮かべられるものにほかならない。まさにこの点が、法律上の文書の場合やとりわけ中世のウアクンデの場合とは異なるのである。13世紀にいたるまではもっぱら証明文書であった中世のウアクンデは、権利を保証すべきものであった。ウアクンデはまた、そこに書き記されている法的状況が変更された場合でも、有効性を主張されて持ち出され、提示されることもあった。しかし、だからといって、個別具体的な法的状況と、これについて以前に発給されたウアクンデとの間で、

絶えず係争が生じていたというわけではない。土地・権利・位階あるいは榮譽章が、法象徴的な、公然たる動作を通して異議を唱えられることもなく授与され、さらに証明文書に文字で記録されたところでは、これについて訴訟が起きる機会は、むしろ僅かであった。それは、ただし、ウアクンデに備わっているとされた証明の機能をウアクンデが果たしたからではなく、〔土地や権利の〕所有と用益とが正当なものに見なされて、受け容れられ、それゆえ文書による証明を必要としなかったからにほかならない。殆どの場合、ウアクンデが証明保証のために動員されることなど無かったのであろう。動員されなかった理由は、単純に異議申立てがなく、それゆえにそうする必要がなかったからにほかならない。

修道院なり^{ホーホキルヒエ}司教教会なりが、権利をめぐる訴訟において、^{レヒツティエデル}目的にかなうものが見出されないかどうか、古い^{ホーホキルヒエ}権原を詳しく調べるといふ方策を常に思いついていたか否か、我々は疑ってかかることもできる。〔だが〕そのようなことがあったのは確かで、プリュムのフォークタイ訴訟がその証拠である。しかし、これは通例のことであったのであろうか³⁵⁾。

我々はこの問いには、いずれにせよ次のように答える。いかなる場合でも、ウアクンデの史料としての証言能力、つまり、そこに書かれてある法的状況に関する証言〔能力〕と、訴訟における証明手段としてのウアクンデの機能とは、区別されなければならない。ウアクンデの史料としての証言能力が一般におそらくは疑いをさしはさむ必要のないものであるのに対して、ウアクンデが法生活の中で特記すべき実用的な機能をもっていたとすることについて、かなり強い疑念を抱くことは当を得ていると思われる。どれくらいの訴訟事例でウアクンデによる証明が試みられたかを述べることは、まったくもってできない。統計的には、根拠となるいかなるデータも無い。ただ、ウアクンデによる証明が試みられたとしても、口頭の法証明が優先されて、ウアクンデによる証明は退けられることもありえた。このために、ウアクンデによる証明と口頭による法証明とが競合していた

ことについて伝える事例は極端に少ないのであって、それというのも「次のような」一連の条件が満たされねばならなかったからである。つまり、第1：権利の譲渡に関して、証明文書が発給されていなければならない。

第2：この権利譲渡の事実内容と範囲に関して、後になって訴訟に至らねばならない。

第3：この訴訟において、ウアクンデの受領者が上記文書を持ち出し、それを証明手段として用いようとしなければならない。

これら3つの条件がすべて満たされることは、きわめて稀であった。それというのも、第1について言えば、大抵の権利譲渡はウアクンデなしで、単に法象徴的行為によってなされたと考えて良いからである。第2については、譲渡行為によって基礎づけられた所有と用益が論難されることは、頻繁には無かったと考えられる。第3について言えば、ウアクンデがあって訴訟に至るといふ、全体としてみればおそらくは僅かなケースにおいて、つねにウアクンデが証明手段として持ち出され、用いられたということも、疑ってかかるべきであろう。

かくも多くの条件が満たされねばならず、また条件が満たされて、ある特定の状況が生じたところでは、数字によってではなく、蓋然性によってのみ、論証がなされている。[例えば] ベルトルト・フォン・ハムやその同身分者らのように、自らは読み書きができない者がウアクンデによる証明をあまり受け容れようとしなかったであろうことは、ありうることと思われる事例である。これに加えて、上述したように、ウアクンデにおける権利確定は不確かであったし、古い時代の決定事項を、その時々を展開状況に合わせ「て修正・加筆す」る方法も無かった。プリュムの修道院長が、フォークトによる行為の不法性を証明するために、300年(!)以上も前のウアクンデを提示するという、ある種ばかげた事さえおこった。修道院や教会がウアクンデを発給させたということは、あくまでも、これによって自らの権利をより良く保証したいとの希望を抱いていたことを意味していたのであるが、だからといって、こうした「ウアクンデ

による」権利保証が訴訟に際して機能していたことを意味していたわけではけっしてない。

ウアクンデとは、時間的あるいは空間的に遠く離れた者が、実際には姿を現わすことなしに権威を及ぼそうとする試みであった。つまりウアクンデは、人格を越えようとする試みを体現しているのである。人的結合に依拠した、本源的な小領域支配の構造をもった中世前期における文化の全般的在り様は、こうした試みにそぐわぬものであった。それゆえ、ウアクンデが、他のあらゆる法律文書も同様だが、口承中心の法世界にあって、特記すべき機能を果たしていた、とする考えには問題があると思えるのである。

4. 口頭伝承の法世界の機能メカニズム

4-1. 訴えがあって判決が求められる

口頭伝承の法が口承中心の社会の法として扱われた様子は、史料のなかで、ある程度まで見極められる。「法的証言を求める質問」と法的回答というやり取り、つまりは「質問と発見の二拍子」——「このように質問された—しかるのちに発見された item ward gefragt – do ward gefunden」³⁶⁾——があったとする点で、諸家の見解は一致している。発見が行われる場は、語の厳密な意味での法律書ではなく、何が適法で正当かについての普き人々の確信である。その確信は、通例、長い間行われてきた習慣が効力をもち、それによって合法的なものと認定され、そこから慣習法と呼ばれるようになるという次第であるが、「慣習法という」概念の正しい理解のためには、いっそう厳密な定義が必要となる。つまり、「慣習法」という現代の秩序概念をもってしては、[法の] 由来や妥当性の根拠についての問題には答えられるべくもなく、その場合、法を創出する機関としての「共同体の法的妥当性への意志 Rechtsgeltungswill」³⁷⁾が、制度化された立法者に対峙させられることとなる。慣習法という概念で説明されているものは、妥当している法的確信の由来ではなく、慣習を通して妥当しているという事実にはかならない。判決人は、法的証言を求める質問によって、法とし

て有効なものが何かを問い質され、げんに有効であることを実際に「法廷で」陳述することを、法律上必須とされた裁判手続きの公開性によって、保証されていたとしてよかろう。法の口頭方式は、質問と回答のやり取りのなかから判決が生みだされる根拠である。このやり取りは、およそ硬直化したステロタイプなものではなく、解決を待っている法律上の問題の多様性に応じて、多様なタイプの質問と多様なタイプの判決とを生み出しうるものであった。裁判手続きと法宣告に至った二つの裁判事例を比較することによって、このことを明確にしてみよう。

最初の裁判事例は、クール司教がエルザスにある私有教会の所領の奪回をめざして起こした訴えであり、既に前段で別な角度から分析された。上述したように、ウアクンデが確認されたけれども、司教のもとには問題の所領は戻ってこなかった。エルザスから見れば遠くにあった王宮フローゼ（マクデブルク近郊）における「ウアクンデの」発給が目論見通りの効果を生まなかったのだ³⁸⁾。二度目の確認ウアクンデは、エルザスのエルシュタインで発給されている。このウアクンデは、裁判手続きに関与した三つの異なるタイプの人々を挙げ、彼らが判告の実現にあたってどのような役割を果たしたかを記している。基調をなしているのは「判決発見人」とその判決提案（relatio）であり、——おそらくは宣誓を強制された——証人たちは、この提案を、承認（approbatio）を通して合法的であると認め、かくしてすべての立会い人の前で（coram omnibus）、権利の保証が、裁判の公開性、つまり「地元の人々への〔判決案の〕周知徹底」³⁹⁾を通して、また、判決への賛同、つまり「裁判における合意の形成」⁴⁰⁾を通して、公示された。フィデレースと称されている者たちがいったい誰であるのかは、一義的には説明できないけれども、我々は裁判手続きに関与しているすべての者をひっくるめて、広い意味での隣人と見なさねばならないだろう。彼らは、連綿と続く生活共同体を通して、顔見知りであることや語り継がれ生き永らえた記憶や体験を通して、係争の事実関係について証言を提供できる立場にあった⁴¹⁾。

法的証言を求める質問はなるほど報告されていないが、それを推測するのはさほど難しくはない。それは「クールの教会は国王による下賜を通して上記所領の所有権を獲得したのであろうか」[との質問であったらう]。土地の人々はこれを肯定したにちががなく、もしそうでなければ、オットー1世が第二の確認状を発給したはずがなかったであろうから。

第二の、しばしば引用される判決は、[第一例とは]若干性格が異なる。それは、938年、オットー1世の王宮シュテールにおける宮廷会議で下された。ヴィドゥキント・フォン・コルヴァイはこの裁判集会について、次のように報じている。「また法の多様性から、ある争いが起きた。ある者たちは、もしも偶々父親が祖父の存命中にみまかった場合、[祖父の]息子たちの息子たち[祖父の孫]は、[相続権者たる]息子たち[父親の兄弟]には数えられず、遺産は法に則って息子たち[父親の兄弟]だけで分割してよいと主張した。このゆえに国王からは、シュテール王宮において住民参加の一般集会が開催されるべきとの命令が発せられた。その通り集会が開かれ、そこで懸案事項が訴訟補助人らによって吟味されるべきことが決せられた。国王は、より良き助言に従い、住民たちのうち貴顕の士と長老とが軽んじられることのないよう望み、さらに案件を決闘士の間で決着をつけるよう命じた。息子たちの息子たちを勘定に入れるべきだと主張するもう一方の当事者がこの決闘に勝利し、彼らは、末永き和解に則して遺産を伯父たちと衡平に分割すべしと決せられた」⁴²⁾。

個別の出来事を理解することを通じて、10世紀の法世界の基本構造に関する説明をえるためには、またしても「この事例の」「当時の実生活における位置づけ」について問う必要がある。ヴィドゥキントは、法的証言を必要とする問題のひきがねとなった具体的な訴訟事例について報告せずに、質問それ自体を伝えている。これは普通のことではなく、たいていの場合、歴史記述者は具体的な争いについて報告し、——争いが裁判で決着を見た場合には——その判決、つまり質問に対す

る回答として与えられた法的証言について述べるからであって、回答を誘引する質問について述べたりはしないからである。にもかかわらず、このような場合でも、ある具体的に懸案となっている争いが、質問を誘引したという前提から出発できるのである。ヴィドゥキントは大いなる蓋然性をもって次のように推論できた。つまり、ある男が複数の息子をもっていて、そのうちの一人——あるいは複数の息子——が、男児を残して父親に先立って死んだ。相続人〔の一人あるいは複数〕が死んだので、〔残った〕兄弟たちは（おそらくは未成年の）甥たちのことを顧慮だにせず、全遺産を自分たちだけで分けた。このため、甥たちは遺産を請求して獲得すべく、王に問い合わせた、ということである。この種の争いは、法習慣に立ち戻ることを不可欠とするものであって、それは、上に引用したように、国王裁判所の判決人、さしあたりはアルビトリ——代弁人／訴訟補助人⁴³⁾——によって照会され、説明されるべきものであった。実際にはありそうもないことではあるが、理屈の上では、一人（ないし複数）の叔父が、積極的な甥たちの一団を相手に訴えを起こして、公判にもち込まれる場合もありえ、仮にそうだったとしても、基本的な状況に変わりはない。10世紀の口承中心の法世界において機能しているものを理解するためには、なぜ判決人が自分に提起された問題に回答することができなかったのかという問題に答えなければならない。私が提案する答えには、驚かれるかもしれない。つまり、彼らが一致した回答をおよそ知らなかったのは、昔からそのようなケースが存在しなかったからではなく、逆にそのようなケースが定期的に生じていたので、その都度血縁者集団のなかで処置されていたからであろう。このファミリア内の「決まり Regeln」は、状況次第で、また所有物の規模やファミリア内の関係次第で、きわめて多様なものとなったであろうし、またきっと、しばしば甥たちを相続財産から排除する結果をもたらしたこともあったであろう。排除された者たちが法廷に訴えでなかっただけなのか、それとも、かつて既に誰かが訴え出て、おそらくはその際に法的助言〔判決〕を受けてい

たことが、いずれにせよ、938年の時点では記憶されていなかったのであろう。かくするうちに判決人は、甥たちの完全な締め出し、あるいはまた〔甥たちに〕利益をもたらすような縁組の仲介から、多少とも平和的な〔双方による〕共同管理⁴⁴⁾を経て、遺産の平等な分割に至るまでの、〔じつに多様な〕一連の先例が存在していることを承知したに違いない。まずもって特徴的なことは、規範として承認された法慣習に遡及できなかったかかる状況下でも、国王の立法権限に照会することが起こらなかったということである。国王がどのような決着をつけようとも、〔それが訴訟当事者の〕ファミリア内のやり方と異なっていた場合、当の人物の一般に認められていた法的地位、つまり名誉ある地位 honor は、いずれにしても危殆に瀕したからである。しかし、口承されてきた法の理解にとってより重要なことは、違ったものである。つまり、口承の慣習法とは、一個の物のように持ち出して目の前に提示できる法規の集成ではなく、成文法の対極にある、まさに書き記されていないものである。むしろ〔我々は〕つぎのような理解から出発すべきである。口承中心の社会における生活は、見渡せるほどの狭い空間のなかで習慣や慣習にしたがって営まれた。この習慣や慣習は、争いが起こり、この争いが裁判所に持ち込まれ、あらゆる人々によって合法的なものとして認定された法的助言〔判決〕によって終結したときに初めて、法規という抽象的な一貫性を持ったものになったのである。訴えないところには裁判官もいないという法格言は、口承中心の法世界について意図的に誇張して言えば、訴えないところには法規もないという法格言に言い換えることができる。後者の法格言が誇張されている点は、基本的法観念が具体的な訴訟事例とは無関係に法諺として存在した、とするところである。あるウアクンデが、他の個別事例のなかで下されている決定を、ウアクンデの企図にとっての手本および尺度として参照している場合、それは「ウアクンデが発給されたときには、授与対象についての、少なくとも基本線における安定的で統一的な法解釈が存在した」⁴⁵⁾ことを意味している。上述の事例

に見えるように、法規を定式化せざるをえなかった裁判はどれであれ、帝国法というものを創り出したのである。もちろん、そうした判決から、自在に参照できるような法規の確たるストック、つまり、究極において頼りにしうるような法規集成としての帝国法が生まれ出たというわけではなかった。我々はむしろ、法規は、それが実際に行われた法慣行として体験され、記憶された経験となったときに初めて、持続性をもったという「認識」から出発しなければならないだろう。そうでない場合には、判決は「下されて」すぐに再び忘れ去られてしまったのかもしれない。

一見逆説的な言い方をすれば、おそらく慣習法はしばしば判決によって「作られた」のであろう。つまり、「具体的な判決が」概念上固定化された法規として定式化されたのであろうが、それでも、慣習法の世界に生きた人たちは、この法が古いがゆえに良きものであると理解していた。先に分析されたケースで、こうした理解に関して情報を提供しているのは、神判である。実際に行われていた習慣の多様性が情報の多様性という事態を生じさせていたから、拘束力のある規則がそれまで存在せず、それゆえに規則の一つ作らざるをえない⁴⁶⁾という結論を、人々が引き出したわけではなかったのである。神判に訴えることが示しているように、人は確たる「正しい」規則の存在から出発しつつも、人間の知識や記憶は曇らされるがゆえに、神そのものに法的助言「判決・審判」を求めるような質問を提示しなければならなかったのである。

4-2. 文書による証明ではなく宣誓人の証言

現実そのものと同時代人の現実認識というものを区別して考えることによって、中世の慣習法の性格に関する学術論争の調子は、和らげられるように思われる⁴⁷⁾。上述した事例にあるように、神判に訴えることが明らかにしているところによれば、中世前期の人々は、法は拘束力があるものとして前もって与えられ、神に与えられた秩序を体现する総体として現前するという考えに導かれおり、かかる法は守られねばならず、また実際に

遵守されたのである。係争とはそもそも、確固として定められた秩序からの逸脱が生じることによってのみ起こりえたのであって、そのような逸脱は、それが見つかるや否や直ちに取り消されねばならなかった。長期にわたる「法の」構造的な変遷のプロセスがそもそも想定しうるような言説、[また]それが観念的で抽象的な世界理解という主題に属したことが読み取れるような「当時の」いかなる言説も、私は知らない。法は、人がその先祖から受け継いだと信じている慣習の総和から成り、時間を超越し、永遠であるがゆえに古く、また究極のところ神から与えられたがゆえに、良きものでもあったのである。

つまるところ、慣習法が判決の中で「作られ」ねばならなかったという事実は、慣習法についての認識や自己了解とは区別されるべきである。この「作る」ということは法を自由に操作することであって、それゆえに裁判人団の構成に決定的な意味が付与されていた、とする見解がこれまでくり返し主張されてきた。しかし、裁判人と裁判集会参加者が、意図的に、つまり良心に反してなされた偽証によって、自分に都合の良い判告を下すであろうことをあてにできると、どこかの裁判領主が考えていたとは、私にはあまり思えないのである。なぜならば、余りにも多くの人々がこれに関与していたからである。ある王——おそらくはまた他のどんな裁判領主も——が、良心の咎めなしに法を曲げているとの根拠ある嫌疑をかけられたなら、自分の名声に重大な損傷を受け、臣下の服従の意思を萎えさせることになったであろう。裁判人団が予断を抱えていることが実際にかなりの可能性をもって懸念される「次の」ケースは、不正確な法的情報を故意に提供することによって法宣告に影響力を及ぼすという手段が普通はとられなかったことを示している。そのケースとは、修道院フォークトたるベルトルト・フォン・ハムおよびその息子たちに対する、プリュムの司教ヴォルフラムによる上述の訴えのことである。フォークトは、フォークタイの権限に関する証明手段として修道院長によって持ち出された国王ウアクンデを拒否し、彼自身が既に尊重すると言明

した奴僕たち *servientes* による法的証言を主張したのであった⁴⁸⁾。この奴僕たちを選ぶのは彼自身だとされている（「これらは……しばしば言及されている教会の奴僕たちであり、この者たちは彼自身が選び、任じた」……*servientes sepe fate ecclesie, quos ipse eligeret et nominaret*）。この条件に修道院長は、当初、猛烈に反対した。ウアクンデによる証明を放棄し、奴僕たちの宣誓に応じることは、修道院長には危険なことと思われたからである。なぜなら、彼ら奴僕たちは、フォークトに忠誠を誓う手交をなしたか、フォークトからレーンを受け取ったかした人々であり、彼ら自身の安全とか所領の安全についての心配から、[フォークトの] 言いなりになったであろうからである。修道院長は、とうとう、フォークトによる強要や友人らの助言にもとづいて、修道院長が陪審員の半数を、ベルトルトが残りの半数を指名するという条件で同意した。フォークトはしかし、全陪審を指名できるという条件つきでしか訴訟手続きに着手しようとしなかったの、修道院長はフォークトに強要されるままに、ついにはこれに同意を与え、ベルトルトが指名した者たちがその仕事に取りかかった。彼らは^{ヴイラ}荘ごとに、几帳面に、フォークトらの権利に関する情報——彼らがかつてそれを先祖からどのように受け継いだのか、またその記憶をどのように真摯に呼び覚ましたのか——を提供した。この後、彼らは自分たちの証言を恭しく誓約をもって裏打ちした⁴⁹⁾。ウアクンデでは [この後]、個々のフォークタイ権に関する記載が続く。奴僕によって宣誓保証されたこうした権利は、ついで、ウアクンデの文言によれば、上述の如く、父王から裁判集会を委ねられた王太子と、これに随伴した諸侯たちによって、確定されて承認され (*constituta et laudata*)、さらにフォークトとその息子たちによって是認された (*bene sunt laudata*)。それにもかかわらず、これらの権利は、のちに多くの点でフォークトたちによって侵害されることとなる (*sed in multis postea male servata*)。

ウアクンデに記述された裁判集会の状況から明らかになるように、修道院長はウアクンデによる

証明を放棄する代わりに、宣誓証人の半数を指名する権利を得ようとしていた。彼が最終的にウアクンデによる証明を、フォークトからのいかなる代償もなしに放棄せざるを得なかったとき、このことは、かかるウアクンデによる証明には僅かばかりの敬意しか払われていなかったという事態を、再び裏付けているのである。この代償なき放棄は、フォークトが宣誓証言者を指名することが自分の良き権利であると指摘しえたことを意味していたのかもしれない。彼はこの権利を、フォークトとしての権能のうち有していたのであろうか。それとも、問題となっている権利の当事者本人として、この権能を有したのであろうか。むろん、両当事者が証人の選抜に既に同意し、この選抜を称賛したにちがいない⁵⁰⁾、さらに、判決を望んだのは明らかに修道院長であったのであるから、修道院長にはフォークトに譲歩する以外に道は残されていなかったという可能性も当然のことながらあった。もっとも、フォークトが自分の指名権を何に基づかせようと、宣誓証人の選抜は、いずれにしてもフォークトにいかなる利益ももたらさなかった。宣誓証人の活動は、厳粛な言葉で記述されている——「彼らがそれを先祖からかつてどのように受け継いだか—その記憶をどのように真摯に呼び覚ましたか—証言が……速やかに提供され—その証言が宣誓によって恭しく聖化された (*sicut rectius a maioribus suis acceperant - ad memoriam verius revocare poterant - iura... diligenter predixerunt - predicta reverenter sacramento sanxerunt.*)」——おそらく、参会者は誰一人として、フォークトのために意図的な偽証をしたと言われたことはなかったはずである。裁判集会という公開の場で宣誓証人を指名する場合、法的証言の内容に影響を与えるとの予測が立つような機会は殆どなかった——もちろん、それは、これが起きなかったことを意味するものではないが。

4-3. 集合的な記憶を呼び覚まし判決を見出す

集合的な記憶の想起によって法を呼び覚ますこの方法では、影響力行使の余地は全く無さそうで

ある。しかし、そのような推測に反して、史料というものは通常、適用されている裁判手続きや訴訟の経過についてごく僅かのことしか報告しないものであるにもかかわらず、注目すべきことに、訴訟に先立って行われる訴訟の事前折衝について、しばしば記述されているのである。折衝は、折衝すべきものがあつた時に初めて意味をもつものである。これに加えて中世前期に関して次第に明瞭になってきたことは、紛争にあつたの裁判手続きや法宣告は、調停を導く手段や方法として孤立的に見なされるべきではなく、両当事者に受け容れられる和解を達成するか、当事者の一方を孤立させて執行を受け容れざるを得なくさせるかのいずれかの方向を目指した、一連の行為を構成する要素と見なされるべきだということである。主として臣下の助言と助力を通して行為能力をもつとされる〔人的〕結合体のなかにあつては、自立的な裁判と執行の機関が欠如していたのであるから、これ以外には考えようがない。すべての関係者の広範な合意は、和解による平和的な紛争解決が成功しうるための不可欠な前提であつたし、また判決が関係者の一方が抱いていた意志貫徹の成功の見込みに反しているときとされる場合には、もっと広範な合意が必要とされた⁵¹⁾。このことからして、また、露骨なまでに巧みな法操作はもとより、法の恣意性と解されるような、どのような行動も許されなかつた。

ただ、事前折衝で真意を探ることができたり、意図的な偽証によって法を曲げたとの誹りを受けずに済んだりする、合意形成のための活動余地はあつたように思われる。こうした行為の余地が生じたのは、判決発見という方法、つまり法的証言を求める質問と法的証言〔の提供〕という相互作用からであつた。誰が質問を発することを許されているかが決定的であつたようで、それはどんな質問がどのように提起されるかに〔すべては〕かかつていたからである。既に上述したクール司教区のケースでは、かかる行動の余地がどの程度あつたかが示されていた。司教たちが、特権として授与されていた、職権的訊問手続きをとつてもよいとする権利を、自分たちの所領の特別な保証

と見なしえた理由もこれで明らかである。

コンラート1世のウアクンデ⁵²⁾では、クールの隷属民が時効を引き合いに出したことを、「悪しき慣習 mala consuetudo」と形容している。この「悪しき」という形容語句は、司教の意向をはっきりと表現している。争いの解決のために裁判という手段をとるとすれば、その行方はひとえに、誰が法的証言を求める質問を発せねばならなかつたかにかかっていると云つて良からう。プリュムのケースに似た手続きを考えるとすれば、訴えられた法共同体員たる隷属民の中から選抜された宣誓証人宛てに、質問は発せられたはずだ。質問を発したのは誰か、フォークトであろうか。司教であろうか。それとも国王であろうか。我々が既に承知していることは、国王裁判所の場合には、国王が裁判主宰者として質問を、宣誓した陪審員宛てに発しなければならなかつたということである。では、争いが国王裁判所で審理されなかつた場合には、誰がその権限を有していたのか。フォークト裁判所であろうか。質問を発する資格のある者は誰でも、常に二つの全く異なつた質問を発し、それぞれ異なつた回答を得ることができた。〔例えば〕30年の長きにわたつて領主権を主張しなかつた領主は、なおも領主として認められるか、というものである。この質問はまた、まったく別の表現になることもあつた。つまり、所領某々は、そこに住む隷属民ともども国王による下賜によつてクール教会の所有下に入ったのか、というものであつた。双方の質問は、名誉にかけて誠意を尽くして回答されたであろうし、ちょうど正反対の結果に到達する一隷属民の法的立場を合法と宣したり、あるいは司教の法的立場を合法と宣したりする—こともあつたであろう。自己の所有権を確定するために証人訊問手続きを貫徹する権利は、しかし、決定的な質問を発する権利が司教に委ねられているのであるから、もともとクール司教の法的立場を前提としていたとしてよからう。

法は客観公平に存するもので人間の意志に左右されないとする考え方は、執行機関の欠如している事態とともに、中世における口承中心の法世界の特性であつた。紛争のケースでは、平和的な調

停の努力がなされ、まさに目の前にあるケースにあって何が合法で正当かについての合意が得られねばならなかった。これを確定する方法が、法的証言を求める質問であったのである。たとえばブリュムのフォークタイ権の確定とか、あるいは一般的に土地領主宛てに支払われる貢租の額といった一連の諸問題〔の処理〕にあたっては、おそらく質問〔の文言〕が決められていたのであろう⁵³⁾。しかるに、由来の異なる複数の権利（クールの例における時効権と所有権）が対立するようなところでは、話し合いや折衝によって、双方がその結果を法として承認し、この法を称賛できるほどの合意が得られねばならなかった⁵⁴⁾。手続き全体の最後を飾る締めが判決であって、これは人々が前もって合意を目指したところの、「正しい」質問への回答であった。合意が得られないときには、フェーデの道が残されていたが、その変種で社会的に幾分かは緩和された形の司法上の決闘もあった。そのような手続きに進んだ場合、ウアクンデはなにか役割を果たすことができたであろうか。

中世の法は実際「確信法」⁵⁵⁾と呼びうるものであり、反お上のもの⁵⁶⁾であるとも「ゲメインシャフトのなかに憩う」ものだとも言いうる。かかる認識を社会類型学的命題にまで押し広げるとして、聖職階制的な〔社会〕構造の正当性がまだ論難されていない時代の社会において、裁判で合意の形成が行われているということ自体、考慮されてしかるべきであろう。社会的な状況を考慮に入れば、ゲノッセンシャフト的性格を過度に強調することは慎むべきであり、裁判における合意形成〔の機運〕が従来にもまして生じていたとしても、それはむしろ封建社会の理解のために考慮されるべきものである。

解 説

著者のハンナ・フォルラートは、1939年生まれで、ケルン大学卒。ハインリヒ・ビュットナーやテオドア・シーファーのもとで研鑽をつみ、博士号を取得。1980年には教授資格を得て教壇に登り、マンハイム大学を経て、1989年より2004年、定

年退官するまでを、ルール大学ボッフム校の教授として過ごし、その間に歴史学部長、副学長などを歴任している。盛期中世における英仏関係を中心に、初期～盛期中世の政治、文化史を幅広く講じている。著書に『初期中世の法関係性に見る支配と共同体』（1982年）、『盛期中世におけるイギリスとドイツ』（1996年）、『トーマス・ベケット—廷臣にして聖人—』（2004年）などがある。

訳出した論文の原題は「中世初期の口承の法文化における法的文書」Rechtstexte in der oralen Rechtskultur des früheren Mittelalters.in : Mittelalterforschung nach der Wende, hg. v.M.Borgolte, (HZ.Beiheft 20), München, 1995, S.319-348.「エリヒ・モイテンの65歳の誕生日を祝っての寄稿」とある。

本論文は、中世フランク王国において多数発給された教皇文書、国庫領を下賜する旨の国王文書、一般俗人信徒による教会・修道院宛ての所領寄進文書、およびそれらの確認文書などの法資料が法的有効性を有したか否かを検証している。下賜文書には、たとえば、所領の規模とその所在地・附属する種々の建造物・従属民の名前こそ記載されているが、土地の区画を確定する必要が生じた場合に手掛かりとなるような記述はまったく見あたらない。実際、土地の帰属が問題となった訴訟の事例が僅かながら伝えられており、フォルラートはこれを詳細に検証している。それらの事例では、ある修道院が訴えの根拠となる文書を法廷に提出したのに対して、訴訟の相手側はこれを無効であると主張し、土地の事情に精通した地元の間人＝生き証人による証言を優先するよう求め、それを実行に移している。

文書に書かれている事柄と法的な現実とのあいだに齟齬が生じ訴訟にいたった場合、文書に書かれていることが優先されて、それに基づいた原状回復や権利の確認がなされて初めて、その文書には法的な効力があるといえるのである。盛期中世までの西欧世界では、種々の権利証書が多数発給されていたながら、法的な効力という観点からすると、それらはきわめて限定的な機能しか果たしておらず、文書はむしろ法廷でくりひろげられる口

頭方式の手続きに劣るという事実が浮彫りにされてくる。

フォルラートは、文書がもつ法的な機能や効力が、盛期中世頃までは、種々の限界をもっていたとしたうえで、発給された文書を保管する習慣にも着目し、有力な修道院においてすら多くの場合、文書類は整理も登録もされないまま、長持や櫃のなかに雑然としまい込まれていたのであろうと推定する。当然の帰結として、文書の再発見も、往々にして、偶然なされる場合が多かったとされる。

訳出した論文と同様の問題意識のもとに執筆されたものに、

Fürstenurteile im staufisch-welfischen Konflikt von 1138 bis zum Privilegium Minus. Recht und Gericht in der oralen Rechtswelt des früheren Mittelalters. S.39-62, in: hg.v.K. Kroeschell und A.Cordes, Funktion und Form. Quellen- und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsgeschichte, 1996. がある。

近年、西洋中世史の研究分野では、リテラシーとオラーリティ（文字使用と口頭伝承）、シュリフトリヒカイトとミュントリヒカイト（文書主義と口頭主義）は流行のテーマであり、多くの著書・論文が発表されてきた。従来の仮説では、古代末期から中世にいたるある時点で、口承文化から文字文化への転換が起きたとされてきたが、現在では、古代末期以降、両文化は並存しつつ相互に補完しあう関係にあったとする認識が共有されている。

周知の如く、中世の西欧世界は長いあいだ、口承中心の世界であり続け、俗人の読み書き能力は極端に低かった。ローマ帝政以来の文字文化の伝統は、主にキリスト教聖職者によって保持され続けた。教皇庁や管区司教が発する文書も国王が発給する公文書や特権状・下賜証書も、聖職者によってラテン語で記述され続けた。

記憶は、文字で記録されることによって、空間的にも時間的にも、長大な情報伝達機能を有するにいたる。保管が十全で、遠隔地の人や後世の人が、それを資・史料として、あるいは物的証拠として使用・利用する場合、文字通り、記憶はそこ

に甦るのである。但し、文書には書き手の意思や恣意が介在する余地が大きく、しかも事態を百パーセント正確に記述しているとは限らない、といった疑念も残る。

文書に不備があると認められた場合、証人による証言が効果を発揮する場合がある。それは一個人の記憶の場合もあれば、共同体成員による記憶、集合的記憶の場合もある。しかし、そこにも勿論のこと、偽証という問題や、共同謀議という動機も働くから、いずれにせよ、証言だけで黑白を決するのは容易なことではない。そこに神判が求められるのも、無理からぬところであろうか。

中世の盛期になってなお、書証が生き証人の証言に敗れ去るという事例が、本論文には示されているが、これは、ラテン語の書字文化と俗語の口頭伝承文化との葛藤を物語る、一局面と解釈することができる。近代市民社会が成立してくると、文書証拠が最優先されることになるが、文書には、それでも真贋と信憑性という問題が常に付きまとう。

フォルラートは、残存する史料を駆使して、中世における文書証拠と証人証言という、二項対立の構図を描き出している。この問題設定は、記憶と記録という、すぐれて現代的なテーマに通底しており、読む者にとって、示唆に富むものになっている。

原注

- 1) ハーゲン・ケラーがこの問題に強く注意を喚起している。Hagen Keller, Vom "heiligen Buch" zur "Buchführung". Lebensfunktionen der Schrift im Mittelalter, in: *FMSI* 26, 1992, 1-31. ケラーには基本的に賛同できるのだが、彼が次のように定式化して述べている時、[キリスト教の]理解と敬虔なる追体験とを旨とした合理的な文字使用が、あまりにも一面的に強調されているように私には思える。ケラー曰く「異教時代のローマ社会とは異なって、中世における生活はある程度、文字とテキストに基づいて営まれ、書物によって規定されていた。人生の導きの中心には

聖書があった。聖書と聖書正典全巻は、いわば俗世という大海にあって彼岸の確かなる港に至る導きの星として、神の啓示を理解するために必須であり、聖書の教説をキリスト教徒の生活に翻案するためにも、また神を正しい形式で称えるためにも必須であった」(10頁以下)。29頁をも見よ。そこでは、初期中世におけるテキストによる導きが「自らの人生を正しい形姿とするためと他の人の手本になるための、黙想的な習得」と特徴づけられている。キリスト教徒らしい生活に変えることによって霊的な習得を得ようとする努力も確かに存在したけれども、中世の修道士身分にあった文筆家の場合には、キリスト教の教理と人間関係についての意見とのあいだの矛盾が、論理的に整合されないまま、余りにもしばしば認められる——我々はヴィドゥキント・フォン・コルヴァイを想起する——ので、我々としては、[テキストをキリスト教]理解への導きとする考えが一般的であったとは認められないのである。テキストを黙想的理解への導きとすることと並んで、字母に限定された「秘法的^{ヘレメティッシュ}」な理解、さらには魔術的な理解への導きとすることもなかったとは言えないのではない。

- 2) 私はここで、歴史研究者の側から、とくにハーゲン・ケラーのイニシアティブのもとに統括された特別研究領域 231 の件名「中世における実用的な文書方式の担い手・分野・形式」を意識して、こう表現した。これについては Vgl. Hagen Keller / Franz-Josef Worstbrock, Träger, Felder, Formen pragmatischer Schriftlichkeit im Mittelalter. Der neue Sonderforschungsbereich 231 an der Westfälischen Wilhelms-Universität Münster, in: *FMSt* 22, 1988, 388-409; Hagen Keller u.a. (Hrsg.), *Pragmatische Schriftlichkeit im Mittelalter. Erscheinungsformen und Entwicklungsstufen (Münstersche Mittelalter-Schr., Bd.65.)* München 1992; ders., Die Entwicklung der europäischen Schriftkultur im Spiegel der mittelalterlichen Überlieferung. Beobachtungen und Überlegungen, in: *Geschichte und Geschichtsbewusstsein. Festschr. Karl-Ernst Jeismann.* Hrsg. v. Paul Leidinger u.a. Münster 1990, 171-204. 上記文献には適宜、さらなる関係論文への参照指示がある。

- 3) こうした学問上のアプローチや問題提起を解説すべき最初の試みを、私はケルン大学への就任講演で行った。Hanna Vollrath, *Das Mittelalter in der Typik oraler Gesellschaft*, in: *HZ* 233, 1981, 571-594. 過去 10 年間に口頭伝承世界^{オラリテート・シュリフトリヒカイト}-文書方式という総合的なテーマに関わる研究は、歴史学研究の分野にとどまらず、多くの著作を生み出したので、基本的な文献だけをここで概観しようとしても、とうてい紹介し引用しきれないほどである。加えて、議論は常に論争的に進められた。現時点では Patrick Geary, *Phantoms of Remembrance*. Princeton 1994. を参照せよ。[研究者が] 古い論説に接して慣れ親しんだあまり、口頭伝承と文書方式とをラディカルに対峙させてみることに、ゲアリーは正当にも警告を発している。関係するテーゼや論文への参照が、論文の文脈の中でその都度指示されている。
- 4) 中世末期の状況についての一般論としては、Jürgen Weitzel, *Gewohnheitsrecht und Frankisch-deutsches Gerichtsverfahren*, in: *Gewohnheitsrecht und Rechtsgewohnheiten im Mittelalter*. Hrsg. v. Gerhard Dilcher. (Schr. z. Europ. Rechts- u. Verf. gesch., Bd.6.) Berlin, 1992, 67-86. ヴァイツェルは、とくに 69 頁で、参審員たちが自分たちには馴染みがあって受け入れられていた法律文書をも引き合いに出しえたこと、しかし参審員の宣誓・個人的な法知識・判決賛同だけが最終的に判決を正当化したことを、確認している。「初期中世や盛期中世の社会 [の人々] は慣習法の体制 *regime coutumier* のもとに生きている、つまり彼らの法理解は規範文書とその解釈に即応していたのではなく、实际的で口頭のコミュニケーション形式に即応していたのである」。
- 5) この確認は、日常会話で「規範的なテキスト」という語句でもって表されるものの今日的な理解を反映しているのであって、中世の法現実を意味するものではない。「規範的なテキスト」とか「効力」といった抽象的な語句を例にとった、初期中世の社会的諸関係 [の分析] に適合する概念の問題については、Karl Kroeschell による次の書物の書評、*Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*. Hrsg. v. Hubert Mordek. Sigmaringen 1986. in: *ZRG KA* 76, 1990, bes. 340-342. を参照。
- 6) 部族法典については Claudieter Schott, *Pactus*,

Lex und Recht, in: *Die Alemannen in der Frühzeit*. Hrsg. v. Wolfgang Hübener. 1974, 135-168. 彼は166頁でアレマニエンの部族法典のテキストに関連して「立法者の幻想」について述べている。Ders., Zur Geltung der Lex Alamannorum, in: *Die historische Landschaft zwischen Lech und Vogesen*. Hrsg. v. Pankraz Fried u.a. Augsburg 1988, 75-105. 同様にヘルマン・ネールゼンは、サリー法が法実務に組み込まれていたか否かの評価に関して懐疑的であり、ウアクンデや勅令のなかで言及されているサリー法とは、書かれたサリー法典 Lex Salica scripta のことではなかったとさえ述べている。Hermann Nehlsen, Zur Aktualität und Effektivität germanischer Rechtsaufzeichnungen, in: *Recht und Schrift im Mittelalter*. Hrsg. v. Peter Classen. (VuF, Bd.23) Sigmaringen 1977, 449-502. 同様の研究成果がアングロ・サクソン領域についても出ている。Patrick Wormald, 'Lex Scripta' and 'Verbum Regis': Legislation and Germanic Kingship, from Euric to Cnut, in: *Early Medieval Kingship*. Ed. Peter H. Sawyer u.a. Leeds 1977, 105-138. を参照せよ。異なっているのは Winfried Hartmann, Rechtskenntnis und Rechtsverständnis bei den Laien des früheren Mittelalters, in: *Aus Archiven und Bibliotheken. Festschr. Raymund Kottje*. Hrsg. v. Hubert Mordeck. Frankfurt am Main 1992, 1-20. で、ハルトマンは法律上の知識を法律文書についての知識と等置している。Raymund Kottje, Die Lex Baiuvariorum - das Recht der Baiern, in: *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*. Hrsg. v. Hubert Mordeck. Sigmaringen 1986, 9-23. コツチェによれば、バイエルン部族法典は法廷内で、ドイツ民法典に比較できるほどの権能があったされる。これに対してはしかし、カール・クレッシェルによる上記書物の書評 (ZRG KA.76, 1990, 335-342) に、論争が繰り広げられている問題に関する、さらなる参考文献の指示もある。

- 7) カロリング期の勅令に関する研究者の見解には、それが立法行為ではなかったとするカール・クレッシェル説 (ders., *Deutsche Rechts-geschichte*. Bd.1. Reinbeck 1972, 76) から、カロリング期の行政の顕著な文書方式を出発点とするロサモント・マッキテリック説 (Rosamond McKitterick,

The Carolingians and the Written Word. Cambridge 1989) まで、変動幅がある。もっと特殊なのが Janet Nelson, Literacy in Carolingian Government, in: *The Use of Literacy in Early Medieval Europe*. Ed. Rosamond McKitterick. Cambridge 1990, 258-296; 類似の立場なのが Hubert Mordek, Karolingische Kapitularien, in: *Überlieferung und Geltung* (前注 6), 25-50.

- 8) ウアクンデという概念をどう規定するかという問題については、Elmar Wadle, *Gewohnheitsrecht und Privileg - Allgemeine Fragen und ein Befund nach Königsurkunden des 12. Jahr-hunderts*, in: *Gewohnheitsrecht und Rechtsgewohnheiten* (前注 4), とくに 121ff. を参照。いずれにもせよ、私は、ヴァドレのように「権力の担い手 Herrschaftsträger」を「特権の生みの親」と呼ぶことは問題だと思う。「国王や教皇のみならず、大公や大司教、伯や司教もまた特権の生みの親である、換言すれば、いかなる権力の担い手も [特権を授与する] "権限を有する機関" として考慮するに値するということだ」(同 124 頁)。ヘルシャフツトレーガとは、オットー・ブルンナー [の学説] に対応した中世史の専門用語の意味における権力の所有者 (「土地と人民に対してヘルであること」) ではなく、[ヴァドレによれば] 「権限を有する機関」としての官職の担い手のことであるとされる。初期中世において、行為資格の意味における官職 [の存在を] 観念 [すること] は、そもそも漠然たる思いつきの域を出ないものだと私は思う。何物かを授与しなければならなかった者なら誰でも、所有と用益との根拠として法 (レヒト) を授与できたのであり——若干の人たち、とくに国王や教皇は、こうした授与行為に (常にというわけではなく時として) 書面、ウアクンデを添えたのである。Vgl. Winfried Trusen, *Zur Urkundenlehre der mittelalterlichen Jurisprudenz*, in: *Recht und Schrift*. (前注 6), 特に 203ff.
- 9) ドイツの古文書研究に関する古典的な文献への参照指示は、以下で十分であろう。Harry Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre*. Bd.1. 2. Aufl. Berlin/Leipzig 1912, Kap.9: 中世のウアクンデの法的証明力については、635 頁以下。645 頁以下に国王ウアクンデに関する詳細がまとめられている。「……国王ウアクンデとは、否

認できず、そこに文字で記されている事実に関する法的に有効な証明手段を提供するものであるとする命題は、ドイツ法にあっては常に、またドイツ帝国にあってはどこでも、承認されてきた」。

- 10) 12世紀になると実務上の文書財に量的にも質的にも変化が始まるとする、最近の研究論文の中で次第に認められつつある見解は、それ以前の時代における文書の実用的な意味や機能を疑わしいものとするに十分である。Keller, *Entwicklung der Schriftkultur* (前注2)、特に187ff. ウアクンデの魔術的でもある機能、ウアクンデの「支配権のしるし」としての性格を指示しているのは、Heinrich Fichtenau, *Monarchische Propaganda in Urkunden*, in: ders., *Beiträge zur Mediävistik*. Bd.2. Stuttgart 1977, 18-36. Peter Rück, *Die Urkunde als Kunstwerk*, in: *Kaiserin Theophanu. Begegnung des Ostens und Westens um die Wende des ersten Jahrtausends*. Hrsg. v. Anton von Euw u.a. Köln 1991, 311-333 も参照せよ。彼は「目に見える形での修辞」(同311頁)への注意を喚起し、ウアクンデの重要な機能は「力の視覚化」(同316頁)にあると見ている。
- 11) “Bern Augiae abbas, missis Romam coenobii sui privilegiis, a papa Iohanne item privilegium cum sandaliis, ut episcopalibus indumentis missas ageret, accepit. Unde permoto Warmanno Constantiense episcopo, apud imperatorem quasi sui pervasor officii et honoris accusatus, eo usque ab utrisque coartatur, donec idem cum sandaliis privilegium ipsi episcopo traderet, publice in synodo sua, id est in coena Domini sequentis anni incendendum.” Herimanni Augiensis Chronicon, Teilabdruck der Edition der MGH, SS5, in: *Quellen des 9. Und 11. Jahrhunderts zur Geschichte der Hamburger Kirche und des Reiches*. Hrsg. v. Rudolf Buchner u.a. (*Ausgew. Quellen z. dt. Gesch. d. Mittelalters*, Bd.11.) Darmstadt 1978, 628-707, 引用は666; これについては私の次の論文を参照せよ。Hanna Vollrath, *Oral Modes of Perception in Eleventh-Century Chronicles*, in: *Vox intexta. Orality and Textuality in the Middle Ages*. Ed. A. N. Doane / Carol Braun-Pasternack. Madison, Wisc. 1991, 102-116.
- 12) ウアクンデの内容の再構成を許すような伝承に
- ついては、Harald Zimmermann, *Papsturkunden 896-1046*. Bd.2: 996-1046. 2. Aufl. Wien 1989, Nr.592. を参照せよ。
- 13) Johan Friedrich Böhmer, *Regesta Imperii*. Bd.2,5: *Papstregesten 911-1024*. Bearb.v. Harald Zimmermann, Wien 1969, Nr.825; *MGH Die Urkunden Otto des III.* Hrsg. v. Theodor Sickel. 2. Aufl. Berlin 1957, Nr.279; 「特権を付与された司教の法衣」たるこれらの表象〔祭服と履物〕がもっていた意味については、Helmut Maurer, *Rechtlicher Anspruch und geistliche Würde der Abtei Reichenau unter Kaiser Ottos III.*, in: *Die Abtei Reichenau*. Hrsg. v. Doms. Sigmaringen 1974, 263ff. を参照せよ。
- 14) 史料の残存状況のゆえに、たとえばコンスタンツ司教が、ウアクンデの不正入手といった論拠で第一のウアクンデの適法性を否認したのかどうかといった、申し立てられた可能性のある論拠に関するいかなる情報も、齎されていない。教皇庁は、体系的に整備された教会法の時代にしばしば行われた不正入手という不法行為に対して、多種多様な法的手段を講じた。Peter Herde, *Beiträge zum päpstlichen Kanzlei- und Urkundenwesen im 13. Jahrhundert*. 2.Aufl. Kallmunz 1967. 参照。11世紀の末葉から教皇〔発給〕の特権状の助けを借りて、争われている権利を獲得しようとする試みがあり、この事例はここで議論されているケースにとっても有益である。これについて議論しているのは、Alfons Becker / Dietrich Lohrmann, *Ein erschliches Privileg Papst Urbans II, für Erzbischof Guido von Vienne (Calix II.)*, in: *DA* 38, 1982, 66-111. 後世のケースとは異なって、コンスタンツの司教は、不正入手の故にウアクンデの取り消しを願って教皇に立ち向かったわけではなく、自力救済のために進み出たのである。
- 15) カルチュラール〔筆写・分類された公文書集〕が編集されていた事実からだけでも、若干の修道院が長い期間をかけて、ウアクンデの在庫についての関心を育んできたことが証明できる。この事態は本文叙述に矛盾しない。これについては、Peter Johaneck, *Zur rechtlichen Funktion von Traditionsnotiz, Traditionsbuch und früher Siegelurkunde*, in: *Recht und Schrift* (前注6), 131-162; Hans Patze, *Adel und Stifterchronik*.

- Frühformen territorialer Gschichtsschreibung im hochmittelalterlichen Reich, in: *BldtLG* 100, 1964, 8-81 および同誌 101, 1965, 67-128, ここではとくに 100, 1964, 23ff. を参照。パツツェが多く事例によって示しえたように、12世紀以降に進捗する法整備化に際して、歴史叙述もまた特権状の「保管場所」となったのである。
- 16) Bernhard Diestelkamp / Ekkehart Rotter (Bearb.), *Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451*. Bd.1 : *Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197*. Köln / Wien 1988, Nr.18 ; Edition : *MGH Die Urkunden Konrad I., Heinrich I. und Otto I.* Hrsg. v. Theodor Sickel. 2. Aufl. Berlin 1956, DO I Nr.314 を参照。
- 17) *MGH Diplomata regum Francorum e stripe Merovingica*. Hannover 1872, Nr.29, 146f. そこで偽文書 spurium であると証されているものを、Diestelkamp / Rotter (Bearb.), *Urkundenregesten* (前注 16) は、限定的な注釈もなしに引用している。
- 18) これに関してはとくに Wadle, *Gewohnheitsrecht* (前注 8), とくに 122ff. 「権利に関する自由裁量の可能性」という考え方に対する懐疑を、私はヴァドレと共有している。
- 19) 国王の法命令の意義が、示談や折衝の強制によって限定されたことについては、Gerd Althoff, *Colloquium familiare - Colloquium secretum - Colloquium publicum*. Beratung im politischen Leben des früheren Mittelalters, in : *FMS* 24, 1990, 145-167; 訴訟手続きとの関連での折衝や調停人の機能に関しては、とくに Götz Landwehr, “Urteilfragen” und “Urteilfinden” nach spätmittelalterlichen, insbesondere sächsischen Rechtsquellen, in : *ZRG GA* 96, 1979, bes.29ff.
- 20) *MGH Die Urkunden Otto I.* (前注 16), DO I Nr.157 これは 952 年 10 月 5 日フローゼで発給された。Vgl. Diestelkamp / Rotter (Bearb.), *Urkundenregesten* (前注 16), Nr.11 ; DO I Nr.163 これは 953 年 2 月 24 日にエアシュタインで発給された。Vgl. Diestelkamp / Rotter (Bearb.), *Urkundenregesten* (前注 16), Nr.11 ; DO I Nr.13. 両方のウアクンデの受領者はクール司教ハルトベルトであり、双方ともオリジナル版が残存している。ハルトベルトとオットー朝諸王との関係については、Otto P. Clavadetscher / Werner Kundert, *Die Bischöfe von Chur*, in : *Helvetia Sacra*. Hrsg. v. Albert Bruckner, Abt.I. Bd.1. Bern 1972, 472.
- 21) ウアクンデの精確な文言が、訴訟のなかで法的拘束力があるものとは見なされていなかったことを、パトリック・ギアリはショルジュの修道分院建立ウアクンデを例として示している。Patrick Geary, *Vivre en Conflit dans une Fance san État : Typologie des Mécanismes Règlement des Conflits* (1050-1200), in: *Annales* 41, 1986, 1107-1130
- 22) 裁判の証人の「適格性 Idoneität」はその都度確認されたのか、それとも、証人適正の指標なるもの——そうした指標を提供したのは、[開廷日時が] その都度定められた訊問法廷の [開廷] 前に、しかも法廷とは独立して指名された人々であり、また裁判証人の社会的地位であった——が存在したのかどうかを確認することは、きわめて難しい。証人となるためには必要な要件があったとする考えに有利な点は、法律上の行為能力については社会的地位に制約があったとする考えが一般に支配的であったことであり、そうした考え方は、ほとんど如何なる行為をも、何事かをなす資格 [の発露] と見なし、また基本的に代々受け継がれる法身分、つまりは一個の人間に帰属するすべての権利総体の一部分 [が発露したもの]、と見なしたことによって生じたのである。Karin Nehlen-v. Stryk, *Die boni homines des frühen Mittelalters*. (Freiburger Rechtsgesch. Abh., NF.2.) Berlin 1981. を参照。
- 23) *MGH Die Urkunden Konrad I.* (前注 16), DK I Nr.11. Diestelkamp/ Rotter (Bearb.), *Urkundenregesten* (前注 16), Nr.1 を参照。
- 24) 集中的に論議されたテーマ複合体「法」—「慣習」—「慣習法」に関する個別の論題を挙げる代わりに、次の文献の参照を指示するにとどめる。Hermann Krause, Art. “Gewohnheitsrecht”, in : *Handwörterbuch z. dt. Rechtsgesch.* Bd.1. Berlin 1971, 1675-1684 ; Winfried Trusen, Art. “Gewohnheitsrecht” in. *Lex. d. Mittelalters*. Bd.4. München 1989, 1426f., さらにディルヒャーの次の概説を参照せよ。Gerhard Dilcher, in : *Gewohnheitsrecht und Rechtsgewohnheit* (前注 4), 9-20 ; ders., *Mittelalterliche Rechtsgewohnheit als methodisch-theoretisches Problem*, in: *ebd.* 21-65. その都度の詳細な文献指示あり。ネールゼンの研究

- 報告 Karin Nehlsen-v. Stryk, Zum "Justizbegriff" der rechtshistorischen Germanistik, in: *Ius commune* 17, 1990, bes.213ff.
- 25) これについては私の論文参照: *Hanna Vollrath*, Herrschaft und Genossenschaft im Kontext frühmittelalterlicher Rechtsbeziehungen, in: *Hjb* 102, 1982, 33-71, bes.56f.
- 26) Diplomantik in MGH. Die Urkunden Heinrichs IV. Hrsg. v. Dietrich v. Gladiss / Alfred Gawlik. Hannover 1941-1978, Nr.476 への序言を参照。これに関連して Hans Hirsch, *Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter* (1922) . Ndr. Darmstadt 1958, 135ff. ヒルシュは基本的な信憑性の問題を疑ってかかることなしに、「フォークタイ・ヴァイスチューム」について論議している。Egon Boshof, Untersuchungen zur Kirchenvogtei in Lohthringen im 10. und 11. Jahrhunderts, in: *ZRG KA* 66, 1979, 107ff. をも参照せよ。
- 27) 本稿 344 頁以下を見よ。
- 28) Peter Classen, Fortleben und Wandel spätrömischen Urkundenwesens im frühen Mittelalter, in: *Recht und Schrift* (前注 6), SS.13 ~ 54
- 29) *MGH Constitutiones et acta publica imperatorum et regum*. Bd.1.Hrsg.v.Ludwig Weiland. Hannover 1893, Nr.8.
- 30) *MGH Die Urkunden Heinrichs IV.* (前注 26), Nr.160.
- 31) Thomas Vogtherr, *Der König und der Heilige. Heinrich IV., der heilige Remaklus und die Mönche des Doppelklosters Stablo-Malmedy*. München 1990, 20f.
- 32) 同上 19 頁。フォークトヘルはフランクフルト宮廷会議の規定について、帝国立法および規範と表現している。
- 33) Harry Bresslau in Brief des Erzbischofs Anno von Köln, in: *Neues Arch d. Gesch. f. ältere dt. Gesch. kunde* 14, 1889, 623-624 を見よ。マルメディの修道士らに宛てた大司教の書状——修道院長選挙のためにケルンへ来るようにとの要請を含む——を収録している。スタブローとマルメディの間の諍いについては、Vogtherr, König (前注 31) 7ff. にも言及がある。
- 34) Weitzel, *Gewohnheitsrecht* (前注 4), 68ff.
- 35) 中世前期、つまりこのケースでは、叙任権闘争以前の時代において、[既に] 教会法に馴れ親しんでいたことは、むしろ、この点についての不利な証拠となる。これについての基本的な文献として、Horst Fuhrmann, Das Reformpapsttum und die Rechtswissenschaft, in: *Investiturstreit und Reichserfassung*. Hrsg. v. Josef Fleckenstein. (VuF, Bd.17) Sigmaringen 1973, 175-204, フーアマンは「教皇への照会にあたって、偶然手許にあったなにかの著作が用いられて、適切に思えるような箇所が書きぬかれた」ことを確認している。「中世前期の教皇が一様に、立法書を手に持って統括していた」(185 頁) などという想定から、我々は自由でいなければならないだろう。[中世前期の] 人々は、法的文書を、問題を解くために、あるいは答えのわからない疑問にテキストの助けを借りて答えられるようにと [の意図のもとに] 読んだわけではなく、どのようなテキストであれ、それを読む前から [既に] 持っていた確信を、文書からの引用によって追認しただけであった。修道院では、法的文書との付き合い方は、これと大差がなかったようであるが、指針が得られるような、法を探し求めるということはあった。これに対応する事例については、*Knut Görich*, Der Gandersheimer Streit zur Zeit Ottos III., in: *ZRG KA* 79, 1993, 56-94. を参照。
- 36) こうした言い回しは、Karl Kroeschell, "Rechtsfindung". Die mittelalterlichen Grundlagen einer modernen Vorstellung, in: *Fschr. Hermann Heimpel*. Bd.3. Göttingen 1972, 502 にある。後期中世の史料の例としては、Landwehr, "Urteilfragen" (前注 19) .
- 37) これに関しては Gerhard Dilcher, Mittelalterliche Rechtsgewohnheit als methodisch-theoretisches Problem, in: *Gewohnheitsrecht und Rechtsgewohnheiten* (前注 4), 21f. 参照。
- 38) これらのウアクンデと裁判集会に関する情報については、本訳稿 2-3 参照。
- 39) この語句の由来は、Johanek, *Rechtliche Funktion* (前注 15) , 133u.ö.
- 40) ヴァイツェルの定式化である。*Weitzel, Gewohnheitsrecht* (前注 4), 74. Ders., *Dinggenossenschaft und Recht*. 2 Bde. Köln / Wien 1985 ; これについては Gerhard Dilcher, in: *Rechtshist. Journ.* 6, 1987.
- 41) 世代を超えて継続する、こうした生活共同体的な隣人団体、およびこうした社会的組成が中世社会における係争と法の現場に及ぼした影響について

- 注意を喚起したのは、Geary, *Vivre en Conflit* (前注 21), bes. 1113ff., 後期中世の事例については、Gunter Gudian, *Zur Charakterisierung des deutschen mittelalterlichen Schöffenrechts*, in : *Europäisches Rechtsdenken in Geschichte und Gegenwart. Festschr. Hermann Coing*. Bd.1. Hrsg. v. Norbert Horn. München 1982, 113-127
- 42) Diestelkamp / Rotter (Bearb.), *Urkundenregesten* (前注 16), Nr.2, De legum quoque varietate facta est et contentio, füruntque qui dicerent, quia filii filiorum non deberent computari inter filios hereditatemque legitime cum filiis sortiri, si forte patres eorum obissent avis superstitibus. Unde exiit edictum a rege, ut universalis populi conventio fieret apud villam quae dicitur Stela; factumque est, ut causa inter arbitros iudicaretur debere examinari. Rex autem meliori consilio usus noluit viros nobiles ac senes populi inhoneste tractari, sed magis rem inter gladiatores discerni iussit. Victi igitur pars, qui filios filiorum computabant inter filios, et firmatum est, ut aequaliter cum patris hereditatem dividerent pacto sempiterno. 引用は Albert Bauer u.a. (Hrsg.), *Quellen zur Geschichte der sächsischen Kaiserzeit*. (Ausgew. Quellen z. dt. Gesch. d. Mittelalters, Bd.8.) Darmstadt 1977, 94ff.; 司法上の決闘に関する文化社会学的整理については、Heinz Holzauer, *Der gerichtliche Zweikampf*, in : *Sprache und Recht. Festschr. Ruth Schmidt-Wiegand*. Bd.1. Hrsg. v. Karl Hauck u.a. Berlin 1986, 263-283.
- 43) 本文に述べられている arbitri が、ここでは——おそらくは 12 ないし 13 世紀以降になってようやく確立した——仲裁裁判権の意味における仲裁人としての役割を果たしているようには思えない。それというのも、国王裁判所は、判決を彼らに委ねておらず、むしろアルビトリによる解明を命じているからである (inter arbitros.....debere examinari)。この機能は、裁判手続きの範囲内では、訴訟補助人の機能に等置されるべきのものであった。これについては、Landwehr, “Urteilfragen” (前注 19), とくに 31 頁以下。仲裁裁判に関しては、Wolfgang Sellert, Art. “Schiedsgericht”, in : *Handwörterb. z. dt. Rechtsgesch.* Bd.4. Berlin 1990, 1386-1393.
- 44) 紛争の多かったザクセンの所領構造全般については、Karl Leyser, *Rule and Conflict in an Early Society. Ottonian Saxony*. London 1979. ドイツ語訳は *Herrschaft und Konflikt. König und Adel im ottonischen Sachsen*. (Veröffentl. d. Max-Planck-Inst. f. Gesch., Bd.76.) Göttingen 1984. 一義的な法的説明を必要としていること自体が、おそらくは既に、包括的な女系親族結合が、同定可能な血統と家門所領をもつ男系的構造を有する、より確固たる家門へと分裂する兆しを予告しているのかもしれない、盛期中世の貴族におけるこのような構造変化については、Karl Schmid, *Zur Problematik von Familie, Sippe und Gesellschaft, Haus und Dynastie beim mittelalterlichen Adel* (1957), in : ders., *Gebetsgedenken und adliges Selbstverständnis im Mittelalter. Gesammelte Aufsätze*. Sigmariningen 1983, 183-244.
- 45) Hermann Krause, *Königtum und Rechtsordnung in der Zeit der sächsischen und salischen Herrscher*, in : *ZRG GA* 82, 1965, 19.
- 46) 「自由裁量の余地」について論じることは、こうした表現が中世前期にはそぐわない心性を前提しているので、私には意味があることとは思えない。Gerd Althoff, *Gewohnheit und Ermessen. Rahmenbedingungen politischen Handelns im hohen Mittelalter*, in : *Geschichte und Geschichtsbewußtsein* (前注 2), 155-170 を参照。
- 47) この論争は、「良き古き法」というフリッツ・ケルンの見解が異論の余地なく広範に妥当するという考え方に異を唱えた、ゲルハルト・ケーブラーのテーゼに端を発する。Gerhard Köbler, *Das Recht im frühen Mittelalter*. Köln 1971; ders., *Zur Frührezeption der “Consuetudo” in Deutschland*, in : *Hjß* 89, 1969, 337-371. ケーブラーのテーゼに対する諸見解については、拙稿をそこにあげられている参考文献ともども参照せよ。Vollrath, *Herrschaft und Genossenschaft* (前注 25) 5ff.
- 48) 引用については、本稿 46-47 頁を見よ。
- 49) *MGH Die Urkunden Heinrichs IV.* (前注 26), Nr.476, dort 649 : *Huic conditioni abbas primum fortiter repugnavit ; videbatur enim esse periculosum, ut relicitis testamentis sequeretur sacramentum eorum, qui datis manibus illi vel ab eo suscepto beneficio propter timorem sui vel rerum suarum illi adherebant. Victus tamen eius importunitate et amicorum vix suscepto consilio hac conditione concessit, ut eorum, qui iuraturi erant, dimidiam*

partem ipse abbas, dimidiam partem B. nominaret. Qui rursum, nisi solus ipse cunctos nominaret, propositum reprobavit, abbate denique satis faciente importunitati eius consensu suo, quos B. nominavit, processerunt et, sicut unquam rectius a maioribus suis acceperant vel ad memoriam verius revocare poterant, advocatorum iura per singulas villas diligenter predixerunt et predicta reverenter sacramento sanxerunt. [本訳稿 53 頁右欄から 54 頁左欄を参照のこと]

- 50) Geary, *Vivre en Conflit* (前注 21), 1112.
- 51) Weitzel, *Gewohnheitsrecht* (前注 4) が「具体的で諾成的な法有効性」についてつぎのように論じている点には、基本的に賛同できる。「紛争に決着をつけたのは、裁判のなかで合意を具体化し更新する行為であって、裁判の外で設定された規範を復元したり適用したりすることではなかった」(同 74 頁)。ただし、ヴァイツェルによって一貫して用いられている「見解」という概念は、私には不適切であるように思える。見解とは常に主観的であり、見解を持つことが必要なのは、客観性がそれ自体としては存在せず、客観性をめざす主観的な眼差しのなかにしか現れない、という信念を前提としているからである。しかるに、これは中世前期における人間のものの見方ではなかった。彼らにとって法とは、そこに存在して、客体として認知できる客観的な存在であった。合意は、そのことが正しく認知されていた証拠にほかならない。
- 52) 本訳稿 45 頁を見よ。
- 53) ともかくも質問を工夫することによって、隷属民の側では時効についての権利が、土地領主の側では賦役に対する権利が、それぞれ有利になる余地をうんだのであろう。賦役については、Ludolf Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der Familia der Abtei Prüm. (VSWG, Beih. 66) Wiesbaden 1978, 155ff.* を参照せよ。
- 54) これについては、Landwehr, “Urteilfragen” (前注 19), 21f., を見よ。ここに中世末期の法史料からの例証がある。
- 55) Weitzel, *Gewohnheitsrecht* (前注 4), 79 頁。
- 56) 同上 71 頁。

訳者注

- * 原著の章立ては、I 章が見出し無し、II 章は「ウアクンデの史料としての証言能力」、III 章が「口頭伝承の法世界の機能メカニズム」である。便宜上、I 章以前の部分を「1. はじめに」とし、以下章の数字を一つずつ繰り下げた。また、便宜上、各章に節をもうけ小見出しを付した。
- ** 本文中で著者がイタリック体で表記した語彙は訳稿ではゴチ(太字)で表記した。また、注のなかのイタリック表記は、訳稿ではそのままイタリック体にしてある。さらに、本文中の[]内は、訳者が語彙を補った箇所である。
- *** 本訳稿について、若干述べておく。東京大学の相澤隆教授のもとに組織された「ドイツ中世史研究会」一会員は首都圏在住のドイツ中世史研究者 10 名一は、1990 年代中頃から 2000 年代中頃までの、およそ 10 年間に、ドイツ中世史学界及びヨーロッパ史学界で発表された問題作と思しき論文を翻訳し、論集として公刊するべく、数年にわたり研究会を重ねてきた。各自が担当した論文の最終翻訳稿も完成し、著者からの翻訳出版の許可も得られた。本訳稿については、2007 年 3 月 26 日付けの相澤教授宛メールにおいて、フォルラート氏のご快諾、ご承認を頂いている。

出版に備えて、巻末索引に収められるべき用語・事項・人名・地名の一選択も終わり、印刷の寸前まで行きながら、諸般の事情から、放置されたまま日時だけが無為に過ぎ去り、早や 10 年を超えた。訳者のなかには、書物としての刊行が難しいのであれば、ネット上で発表して、誰もが使える状態にすべきではないかとの意見もあった。

多くの大学がそうであるように、小生が勤務していた大学の研究紀要も雑誌印刷を止めてデジタル化され、国会図書館オンライン検索や CiNii Articles, Jrecinn などのネット検索をすれば、だれでもが閲覧できるのみならず、必要に応じてプリントアウトもできるようになっている。そうである以上、書物として世に送り出す意味は、極端に減少したと言わなければならない、拙稿をあえてデジタル化した形で公表しておきたいと決意した次第である。

ドイツ中世史研究会の他の皆さんと共同歩調をとらずに、こうした挙に出ることは、小生の

本意ではないが、後期高齢者の仲間入りをした現在、そうしておくことが何ほどか役に立つこともあろうと愚考するからにはかならない。ドイツ中世史研究会の方々のご理解を願うとともに、

本訳稿をデジタル情報として『社会情報学研究』に収録することを許して下さった、大妻女子大学社会情報学部の研究委員会に感謝の意を表したい。



Translation and Annotation: H.Vollrath, Legal document in the oral Law-culture in the early Medieval Europe*

YOSHINOBU MORI

Professor Emeritus at Otsuma Women's University

Abstract

In the research field of Western medieval history, in recent years, many theses concerned with literacy and orality = character usage and oral tradition have been published. Contrary to the character culture in the Roman Empire, in Germanic tribal states after ethnic migration, the literacy rate of the secular people was extremely low, and the transfer of information and the stock of memorization were entirely orally. On the other hand, Latin letter culture by Christian priests and former nobility groups of Rome were also brought into the tribal states.

In the Germanic tribal states in the early medieval period, oral communication was the mainstream, but there was a trend towards gradual penetration of Latin and Latin letters, so that the competitive relationship between oral culture and character culture was seen. At the same time, both culture coexisted and complemented each other.

Many legal documents have been issued in Western Europe from the early to the middle of the medieval age, but the roles and functions that these documents played in social life, were secondary. The document was rather inferior to the oral system developed at a court. Such written evidence was often defeated in the living witness's testimony. A collective memory and knowledge of the common law that were told orally from generation to generation, are emphasized there, and therefore this can be called a legal world centered on oralism. This thing tells us that Latin writing letter culture did not still win competition with the Germanic peoples' oral folklore culture.

*Rechtstexte in der oralen Rechtskultur des früheren Mittelalters.

Key Words (キーワード)

Character usage (文字文化), Common law = Unwritten law (慣習法), Legal document (法的文書), Literacy (リテラシー = 文書主義), Orality (オラーリテイ = 口頭主義), Oral tradition (口承文化), Oral Communication (オーラルコミュニケーション), Statute law (成文法)